

## 令和4年3月那須塩原市議会定例会議

### 議事日程（第5号）

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 15番 星 宏子議員

1. 市の一体感醸成に向けた取組について
2. 民法改正による成年年齢の引下げについて

##### 4番 鈴木秀信議員

1. 自治会活動の促進について
2. 教師不足について

##### 9番 小島耕一議員

1. 本市の未利用市有地の売却について
2. 廃校など未利用公共施設の再利用並びに解体、売却について

##### 7番 森本彰伸議員

1. 高齢者のみの世帯への支援について

出席議員（14名）

2番	三本木直人	議員	4番	鈴木秀信	議員
7番	森本彰伸	議員	9番	小島耕一	議員
13番	齊藤誠之	議員	14番	佐藤一則	議員
15番	星宏子	議員	16番	平山武	議員
17番	相馬剛	議員	18番	大野恭男	議員
20番	松田寛人	議員	22番	中村芳隆	議員
24番	山本はるひ	議員	25番	玉野宏	議員

欠席議員（12名）

1番	堤正明	議員	3番	林美幸	議員
5番	室井孝幸	議員	6番	田村正宏	議員
8番	益子丈弘	議員	10番	山形紀弘	議員
11番	星野健二	議員	12番	中里康寛	議員
19番	鈴木伸彦	議員	21番	眞壁俊郎	議員
23番	齋藤寿一	議員	26番	金子哲也	議員

説明のために出席した者の職氏名

市長	渡辺美知太郎	副市長	渡邊和明
副市長	亀井雄	教育長	月井祐二
企画部長	小泉聖一	総務部長	小出浩美
総務課長	平井克己	保健福祉部長	鹿野伸二
教育部長	後藤修	塩原支所長	八木沢信憲
廃棄物対策課長	大野薫	生活課長	君島一宏

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	増田健造	議事調査係長	佐々木玲男奈
議事調査係	室井理恵	議事調査係	飯泉祐司
議事調査係	伊藤奨理		

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松田寛人議員） 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は14名でございます。

◎議事日程の報告

○議長（松田寛人議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

○議長（松田寛人議員） 日程第1、市政一般質問を行います。  
質問通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 星 宏 子 議 員

○議長（松田寛人議員） まず初めに、15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） おはようございます。  
議席番号15番、公明クラブ、星宏子でございます。通告書に従い、市政一般質問を始めさせていただきます。

1、市の一体感醸成に向けた取組について。

平成17年に那須塩原市が誕生してから17年を迎える本年、市誕生20周年を間もなく迎えます。これまで市一体感を醸成するために多くの事業が行われてきましたが、さらなる取組として、以

下の事項について伺います。

(1)市民憲章制定の検討状況について伺います。

(2)本市の歴史、文化、自然などを取り入れた「なすしおばらかるた」を作成し、かるた大会を開催することにより市の一体感醸成につながると思いますが、市の考えを伺います。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） それでは、星宏子議員の1、市民の一体感醸成に向けた取組について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の市民憲章制定の検討状況についてと(2)の「なすしおばらかるた」の作成、かるた大会の開催については関連がありますので、一括してお答えいたします。

市民憲章は、市の理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人一人がまちづくりに主体的に関わっていくための目標になるものであります。

現時点で市民憲章制定の検討は進めておりませんが、10年を計画期間とした総合計画において、第1次、第2次、共に基本構想の中でまちづくりの基本理念や将来像を明らかにしており、これを基に市の政策や市民の一体感の醸成に寄与した取組を進めております。

このことから、市民憲章や、具体的な取組として「なすしおばらかるた」の作成、大会の開催といった手段については、それらが市のまちづくりや一体感の醸成にどのように寄与するのを含め、研究してまいります。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、(1)についてなんです、栃木県の中におきまして憲章が制定されていないのは、本市と那

須烏山市のみでございます。

旧黒磯市教育憲章は平成12年11月1日に制定されていますが、こういった教育憲章なんていうのも、全国でも黒磯のみが教育に関する憲章が制定されたということで、大変珍しい憲章でありました。

また、ここで旧黒磯市と西那須野町と塩原町での憲章がどんなものだったのか、ちょっとおさらいの意味で紹介したいと思います。まず塩原町民憲章なんです。一、私たちは恵まれた自然を愛し、美しいまちにします、一、私たちは年寄りを敬い、若い力を育て、健康なまちにします、一、私たちは決まりを守り、理解し合い、平和なまちにします、一、私たちは伝統を尊び、新しい工夫をして文化のまちにします、一、私たちは誰にでも親切に、観光と生産に励む豊かなまちにします、続きまして黒磯市民憲章ですが、一、自然を愛し、清潔な美しいまちをつくりましょう、一、感謝の心で社会につくし、福祉のまちをつくりましょう、一、健康で働き、若さあふれる豊かなまちをつくりましょう、一、教養を深め、かおり高い文化のまちをつくりましょう、一、進んできまりを守り、安全で住みよいまちをつくりましょう、西那須野町民憲章ですが、こちらは、一、自然を愛し、環境を整え、住みよいまちをつくり、一、伝統を重んじ、教養を深め、文化の高いまちをつくり、一、きまりを守り、心の触れ合いを広め、明るいまちをつくり、一、先人の偉業をたたえ、生産に励み、豊かなまちをつくり、一、体を鍛え、幸せな家庭を築き、伸びゆくまちをつくり、このように5つあります。大体5項目になっているんですけれども、これは五箇条の御誓文を意識したものであるからと言われているそうです。

このことから、日本の憲章というのは共同体の

構成、相互の連帯感や共感を醸成することに主眼が置かれております。こうなっほしいなという願望的な状況が誓約されているものが憲章となっております。

これらを踏まえて再質問したいと思いますが、平成25年に相馬議員、また平成18年には金子議員がこの市民憲章の制定について質問をしております。その際、回答としましては検討してまいりますといった回答でしたが、その後、一度でも検討されたことはあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 金子議員、相馬議員からの御質問で検討するというお答えをしているという中で、その後、一度でも検討したことがあるのかということなんですけれども、検討委員会的なものを組織して検討した経過はございません。ただ、平成18年、平成25年、それを前後して、市のほうでは第1次、第2次、那須塩原市の総合計画をつくっています。この総合計画の中で、目指すべきまちづくりの基本、方向とか将来像とか基本施策、こういうものを位置づけていたということになっています。

先ほど星議員のほうで、それぞれ旧黒磯市、西那須野町、塩原町の市民憲章、町民憲章、こういうものがありますよというお話でちょっとありました。一例を言いますと、第2次総合計画のまちづくりの将来像、これを実現するために基本施策というものをつくっている中で、一つ言いますと、この基本施策の中の1番目というところについては、「豊かな自然と共に生きるまち」というフレーズを使っています。これについては、旧黒磯市でいえば、一、自然を愛し、清潔な美しいまちをつくりましょうと、旧西那須野町でいえば、一、自然を愛し、環境を整え、住みよいまちをつくり

まず、旧塩原町でいえば、一、私たちは恵まれた自然を愛し、美しいまちにしますと、こういうような憲章ということで位置づけているものについては、こういう基本計画の中でも位置づけているというところで、この市民憲章は一度制定すると恒久的というんですか、ほぼ改正しないで、ずっと未来永劫と言うと言い過ぎかもしれないですが、そのままずっと受け継いでいくということになっています。

総合計画については、10年ごとに基本構想の見直しをやっています。そのときそのときの社会情勢、変化する中で、こういうキャッチフレーズ的なところというのをやっぱりつくれるということで、その辺と合わせた中で、どちらがいいのかというところで、本当に内部での考え方、整理がまだできていないというところで、全体的な市としているんな市民を巻き込んだ検討委員会というのは開催していないという状況になっています。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 大体基本構想の中で落とし込まれている、精神的な部分で落とし込まれているという御回答だったかと思うんですけども、こういった市民憲章がすごくいいなと思うのは、小中学生でもみんなが理解できる言葉で書かれていて、また音読をしても親しみよくというか、心地よく耳に入ってくる、これがすごくいいなと思います。難しい言葉で書かれていないというのがまずポイントだと思うんですけども、こういった、基本構想的な部分で、豊かな自然とか、多分こういうものがテーマとしてはあるんだとは思いますが、何か市民の方々集まったときに、みんなでそれを唱えましょうみたいなことはないと思うんですが、こういった憲章として一言一言ぱっと見てすぐに分かるようなものというのは、憲章として目の届くところに置くこともできます

し、またみんなで唱和することもできるという意味では、さらに基本構想を集約化された、逆に言うと集約されたものになってくるのではないかなと、そこに親しみも湧いてくるのではないかなと思います。

また、こういった市民とかのまちづくりということに関しては、市民憲章というのは、1つつくことによって潜在的にまちづくりのためにという部分では働きかけていくものではないかなと思うんですけども、市民参画、最近やはり市民協働参画だったりとか、パブリックコメントだったりとか、市民の皆さんの意見を聞きながら行政のほうも様々計画を立てたりとか、構想を練ったりとかということもあるかと思うんですが、市民参画ということにおきまして、一般市民の方がまちづくりだったり、自治会活動だったりとか、進んで参加をするためには、今参加をしてもらいたくてもなかなか参加していただけないという状況もあるかと思うんですけども、そういったものに対しては何がこれから必要だと思われるか、分かる範囲でいいので伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） まちづくりなどに市民が参画すると、何が必要かということなんですけれども、那須塩原市においては市民の方がまちづくり、あるいはこの後の鈴木議員からの通告であります自治会活動というところについてもありますけれども、参画のほう、促進というんですか、促すために、まずまちづくりに関しましては平成23年度に協働のまちづくり指針というものをつくらせていただきました。また、自治会活動については、促進ということで今回の議会のほうにもその促進に関した条例の制定ということで、議案のほう審議いただくことで上程しております。

こういうようなもので、まずは制度的なものについてはつくっていると、その中で周知活動、啓発活動、市のほうでもやってはいるんですけども、なかなか全ての市民に行き渡っていないというような事実なのかなと、そういうところで、まちづくり、自治会に関してもなかなか加入者とか参加者が増えてこない、これについてはどういうふうに浸透させていったら、それが市民憲章なのかどうかというものも含めて、やはり浸透させるやり方というのを考えていかなければならないかなと思っております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 了解いたしました。

また、市民憲章といたしましては、総合計画の内容を監査する役目もあると思います。総合計画、先ほども御回答いただきましたが、10年単位で今変わっておりますけれども、市民憲章、御回答にもありました、半永久的に、定められたらもうずっとそのまま残っていくものでございますので、やはりトップが替わると、総合計画も進むべき方向もやっぱり変わっていきますし、そういう中で憲章というのは半永久的なものになりますので、これは市の中で進むべき方向を指し示すコンパス的な意味合いがあるのではないかと思います。

今、旧黒磯、西那須野、塩原の市民憲章、町民憲章を紹介させていただきましたが、各全国の憲章を見ますと、すごい珍しい憲章などもありまして、北上市などでは詩みたいにつくっているところもあるんですね。一、何々、一、何々ではなくて、北上市は、紹介させていただきますと、「あの高嶺、鬼すむ誇り、その瀬音、久遠の賛歌、この大地、燃えたついのち、ここは北上」、何のこっちゃという、私たちにしてみればそう思ってしまうんですけども、それは様々、鬼というのは先覚者という意味があるそうです。久遠の賛歌

というのは文化をたたえるという意味、また燃え立ついのちというのは人、命、大地、ここは北上ということは、過去、現在、未来にわたってさらに伸びゆく新生北上市ですというもので、こういった詩的なもので親しみやすい言葉でつくっているところもありますので、だんだん趣は変わってきているのかなという感じはいたしました。そういった、耳に残りやすく皆さんで口に出しやすいようなものが醸成されると、さらに一体感が出るのかなと思ひまして、今回紹介をさせていただきました。

行政といたしましては、やっぱり費用対効果ですとか、単年度実績、または成果目標だったり、達成度だったりとかで評価をされてしまう、あくまでもやはり数字的な部分で評価されてしまいがちなんですけれども、精神面で希薄になりがちなものをサポート、また補っていくものがこの憲章になってくるものだと思いますので、今後検討していくことに期待をいたしまして、この項の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、(2)なんです、「塩原かるた」についてです。

市内で郷土かるたを作成いたしました大会などを開催した事例といたしましては、「塩原かるた」があります。昭和53年に作成をしまして、現在も塩原町子供会育成会連絡協議会、通称町子連というっておりますが、関谷下田野コミュニティーが「塩原かるた取り大会」を毎年1月に開催しております。残念ながらコロナで去年と今年とできませんでしたが、このかるた大会では、結構育成会で皆さん公民館に集まって、12月の中旬ぐらいから練習するんですね。何回も何回も練習するうちに、やはりすごく耳の中にも残りますし、あ、塩原はこういう自然があるんだ、こういう文化があるんだというのを私も本当にこの「塩原かるた」

を通して学ばせていただいた1人でございます。

この「塩原かるた」はすごくよくできておりまして、語呂合わせもいいし、また絵もすごくいい絵なんですね。だから、絵を通して視覚的にもすぐにぱっと見て分かるようなものですし、こういったものを使っていくというのはとてもいいことではないかと思いますが、こういった「塩原かるた」なんですけど、どのような経緯で作成されているのか、ちょっと分かる範囲でいいですので伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） お答えいたします。

今、議員さんから御紹介のあった「塩原かるた」の経緯ということですが、お話のあったように、旧塩原町の文化協会がふるさとを見直す運動の一環として、昭和53年12月に「塩原かるた」を作成したと伺ってございます。

この大会につきましては、昭和56年に第1回目の大会を開催したということで、現在も先ほどお話があった子育てのほうでかるた取り大会を開催されていると聞いてございます。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） これは文化協会が作成されたということで、町がつくったものではないという御回答だったんですけども、ここでちょっと「塩原かるた」がどんなものなのかというのを、本当はパネルにして御紹介すればよかったんですけども、ちょっと音読だけさせていただきたいと思っております。

「め」、「名妓をほこる高尾塚」、高尾塚というのは塚ではなくて、あと2代目高尾太夫のことを指しています。19歳でお亡くなりになってしまったんですけども、遊郭の基礎を築いた方です。また、「の」で「野立岩 百人武者の夢のあと」、

ここも野立岩の絵が描いてあるんですね。あと「け」、「源三窟 源氏ゆかりの物語」、こういう本当に短い言葉で紹介をされておりまして、これはすごく子供たちも何回何回も練習するうちに本当に覚えていくんですよ。結構、何か面白い語呂合わせのものがあつたりとかすると、遊びながら何かそれが出てくるような、そんなかるたなんですね。

このように私も何回も繰り返してやっているうちに、本当に絵も浮かぶようになりまして、あ、こういう景色なんだなと、このかるたに出てきたところを見て、この高尾塚というのは一体どこなのかなということも興味もありますし、やはりそれを見たときに、あ、ここなんだなというのも分かるように、自分の意識の中に入りますね。ここにはこういうものがあって、ここにはこういうものがあるというのが意識の中に入ってくるし、そこを通ったときに、あ、これだなというのも分かるようになります。

かるたというのは、先ほど検討していくということではありましたが、育成会、学校で取り組むというよりは、これは自然的に広がっていったほうがいいものだと思いますので、育成会だったりとか、また自治会活動の中で、それこそ高齢者の方も含めて、みんなでかるた大会でもいいと思います。そうやってみんなでやることによって裾野が広がっていきますし、皆さんに愛されるようになるのではないのでしょうか。

そこで、黒磯、西那須野、塩原の文化、歴史、自然、お祭り、伝統行事等をおかるたに読み込んで、那須塩原をさらに皆さん理解を深めていくツールとしていくというのもいいかなと思ったんですけども、例えば、これは自分でつくりました。「み」、「源頼朝由来の那須野巻狩まつり」とか、あと「ま」、「真っ赤に染まる紅葉のトンネル大山参

道」、「な」、「那須野が原 明治の華族の開拓地」など、こういったものをぼつぼつみんなのところを入れていくことによって、今度その地を訪ねたときに、あ、ここがそうだねとか、本当に理解し合えるのではないかなと思いました。

「塩原かるた」は塩原町文化協会が作成した、先ほども言いましたけれども、市が作成したものではありませんが、やはり市が誕生して20周年をあと3年後に迎える。先の話かな。でも、準備をするにはいい期間なのではないかなと思いますので、文化協会さんに依頼するか、市民の皆さんにこういったものを募集を図るかして、協力者を募りながら作成することはできないものかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） ふるさつを見直すということでは、すごくいい取組だとは思いますが。

御案内のように、「塩原かるた」のほうも旧塩原町の文化協会のほうで作成したということでございまして、市の教育委員会としましては、今の文化協会の中にかつた関連の加盟団体がございましたら、そういうお話もできますし、ほかの自治体見ても、そういう団体に作成していただいているというふう聞いてございますので、そちらのほうをちょっと参考に研究はしてみたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） ぜひ研究をしていただいて、20周年を迎えるときには皆さんでかるたができることを望みまして、この項の質問を終わらせていただきます。

2、民法改正による成年年齢の引下げについて。

本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。民法が定めている成年年齢は、「1人で契約

をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があり、成年に達すると親の同意を得なくても自分の意思で様々な契約ができるようになります。例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったときや、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども決定できるようになります。その一方で、責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、その契約が必要か、よく検討する力を身につけなければなりません。

また、18歳になったらできること、20歳にならないとできないことを市民に周知することが大切であることから、以下について伺います。

(1)消費者教育の取組について伺います。

①消費生活センターなどの市の窓口における金融契約のトラブルなどの相談件数と内容について伺います。

②18歳、19歳の新成年者を含む若年層への消費者教育の取組について伺います。

③消費者庁が推進する中学生向け消費者教育プログラムの取組状況について伺います。

④新成年者の金融トラブルや契約トラブルに関する問合せ窓口として、LINEなどのSNSを活用した相談体制の整備が有効であると考えますが、そのような取組を行う考えはあるか、伺います。

(2)成年年齢の引下げに伴い、新成年者への啓発パンフレットを作成する考えがあるか、伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。



生活課長。

○生活課長（君島一宏） それでは、2の民法改正による成年年齢の引下げについて、順次お答えさせていただきます。

私からは、(1)の①、②、④、それから(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)の消費者教育の取組についてお答えいたします。

①の消費生活センターなどの市の窓口における金融契約のトラブルなどの相談件数と内容についてお答えいたします。

消費生活センターにおける令和3年度の相談件数は、令和4年1月末現在で620件、そのうち金融関係であるクレジットカードやローンが関連します相談件数は79件、トラブル事例は14件となっております。

主な内容につきましては、クレジットカードに関しては不正利用に関する相談、ローンに関しては支払いに関する相談となっております。

②の18歳、19歳の新成年者を含む若年層への消費者教育の取組についてお答えいたします。

若年層への消費者教育につきましては、成年に達する前に被害の未然防止等について学んでもらうことが重要と考えております。このため、毎年市内高等学校におきまして、高校生が身近に感じますネットトラブルのセミナーを開催しまして、その中で消費者トラブルについて触れ、事例の紹介や対応方法などを説明し、啓発を行っております。

④の新成年者の金融トラブルや契約トラブルに関する問合せ窓口として、LINEなどのSNSを活用した相談体制の整備についてお答えいたします。

近年のSNSの利用増加に伴い、若年層を中心に電話をしない傾向にあることなどを背景に、国

におきましてSNSを活用した消費生活相談の実証実験が行われております。今後も国の取組を注視しまして、SNSを活用した消費生活相談について検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の成年年齢の引下げに伴い、新成年者への啓発パンフレットを作成する考えがあるかについてお答えいたします。

様々な消費者トラブルを未然に防止するためには若年層への消費者教育の充実が重要と考えますことから、啓発パンフレットを作成しまして、中学生や高校生などへの啓発のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 教育長。

○教育長（月井祐二） 次に、(1)の③の消費者庁が推進する中学生向け消費者教育プログラムの取組状況についてお答えをいたします。

消費者教育につきましては、学習指導要領におきまして、社会科、技術・家庭科、道徳など様々な教科を通じて実施をすることになっております。学校では、売買契約ですとか、計画的な金銭管理、消費者被害への対応などに必要な資質や能力の育成に取り組んできております。

令和3年3月に消費者庁が作成いたしました、議員御指摘のプログラムにつきましては、特に技術・家庭科での学習に適した内容となっておりますので、学校では現在教材の一つとして活用をさせていただいております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） それでは、再質問させていただきます。

①の相談件数なんですけれども、金融契約のトラブルといたしましては、令和3年度620件あったということですが、こういったトラブルの傾向といえますか、これは近年、増加傾向にあるのか、

減少傾向にあるのかをお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

生活課長。

○生活課長（君島一宏） 金融トラブルが増加傾向にあるか、減少傾向にあるかということですが、消費生活センターの相談件数なんかを見ますと、架空請求はがきの送りつけがあったような年度につきましては、前年比、例えばですけども、300件増というような状況もございます。

また、現在コロナ禍にあるかと思うんですけども、令和2年度、それから令和3年度、今年度、比べてみましても、今年度につきましては前年度に對しまして100件ぐらい、今の状況ですと相談件数が減少するようなことが見込まれております。

ということで、相談件数につきましても結構波があるような状況になっておりますので、金融トラブルのほう、増加傾向と、もしくは減少傾向かというところの傾向を読みづらいような状況があるかと思うんですけども、金融契約トラブル等につきましてはほぼ横ばいのような形で推移をしているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 相談件数がやはりパターンによって波があるということでしたが、金融契約トラブルに関してはそれほど波はなく、もう常にあるということだったと思います。

金融トラブルの件数ということは、コロナ禍でもありますし、でも620件というのも結構多い件数だなと思うんですけども、これは年齢関係なく皆さんの相談件数としてお聞きしましたので年齢は関係ないんですけども、要は大人でもこのようにトラブルに巻き込まれることが多いということだと思いますので、そのことを確認した上で次の質問に移らせていただきたいと思いますんですけど

も、②番の質問としまして、やはり18歳、19歳の新成年者を含む若年層への消費者教育の取組ということで、消費者教育推進に関する法律というものがありません。こちらのほうは平成24年に制定されたものでありますが、地方公共団体の責務といたしまして、第5条、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められております。

この5条に従って質問したいと思うんですけども、こういった消費生活センターや教育委員会、その他関係機関が連携を取っていきなさいよということに關しまして、高校でのセミナーは先ほどやっているという御回答いただいておりますので、また連携という意味では、若年層に向けた消費セミナーや、また啓発活動を実施しているのかをお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

生活課長。

○生活課長（君島一宏） 高校生のほかに若年層へのセミナーや啓発活動のほうをどのような形でやっているかということかと思うんですけども、先ほど高校生にはネットトラブルセミナーのほうを実施させていただいた話をさせていただきましたけれども、同じような形で実は中学生のほうにも、生徒さん、それから保護者向けということで、ネットスマホ講座というものを実施のほうをさせていただいているような状況になっております。

ちなみにですけども、今年度につきましては、東那須野中学校、それから黒磯北中学校、それから黒磯中学校ということで、3校で実施しております。実施の時期につきましては、ネットの利用

が増える夏休み前に実施のほうをさせていただいているような状況です。また、3校のうち2校につきましては、数はそれほど多くはなかったかと思うんですけれども、保護者の方にも実際にセミナーのほうに参加いただいているような状況になっております。

今後引き続き学校のほうに働きかけをしまして、このような形で継続的にセミナーのほうを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 御回答いただきました。

すみません、中学生のほうはちょっと③にしようかなと思っていたんですけれども、若年層という意味では、高校卒業した18歳、19歳というイメージだったものですから、すみません。

平成28年3月の定例会の一般質問で、私、質問させていただいたときに御回答いただいたのは、高校生向けには、市内の県立高校4校へ外部講師を招いて、スマホ普及に伴う架空請求やソーシャルネットワーキングサービスに関するトラブルに遭う危険性があるため、セミナーを講師派遣事業として実施しているという回答をいただきました。この事業がネットトラブルのセミナーとなるのかどうかお伺いしたいと思うんですけれども、同じ内容でいいんでしょうかね。

平成28年の当時にソーシャルネットワーキングサービスに関するトラブルに遭う危険回避のための講習会というのは、今やっているネットトラブルのセミナーと同じ内容のものなのかどうか、分かる範囲で教えていただきたいんですが。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

生活課長。

○生活課長（君島一宏） 先ほど、すみません、私のほうで先走っちゃったような形で申し訳ありません。

今、議員のほう御質問いただきましたとおり、ネットトラブルセミナーということで今現在実施しているものは、平成28年の当時、御質問いただいたものと当然年月が変わっておりますので、やり方の内容であったり、方法というのは適宜形を変えながら進んでいるかと思うんですけれども、同じようなものというふうに考えていただいてもよろしいかと思います。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 同じようなものということで。ただ、確かに内容も変わってくるかと思うんですけれども、ありがとうございます。

今後は高校との連携が、法律に基づき、先ほど紹介しました第5条に基づき必要となると考えます。まず、何の連携かといいますと、やはり先生が生徒から相談を受けたときに、消費生活センターにつながるとか、また学校のホームページなどで頻繁に情報を発信するよう促したり、また行政から学校へ相談事例や、また若年者のトレンドや契約前後等の段階ごとの留意点などを学校に発信していくようなことが大切ではないかと思いますが、こちらのほうの取組について考えをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

生活課長。

○生活課長（君島一宏） 高等学校との連携、どう取り組んでいくのかなということかと思うんですけれども、議員御質問いただいた、なかなか難しい部分、大変な部分もあるのかなと思うんですけれども、成年年齢の引下げに伴いまして、高校との連携というのはやはりこれまで以上に必要になってくるというふうに考えております。

そのような中、高校生自体は、例えば本市から市外の学校へ通われている子供さんもいます。逆に、市外から本市に通われている子供さんもいる

ような状況ですから、引き続き学校のほうとも含めまして、またそれから学校を設置しております栃木県との連携というの、やはりより必要になってくるんじゃないかと考えております。

ですから、今後も学校、それから栃木県と連携しながら、また情報交換などをしながら、より効果的な情報発信や啓発というものを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） ぜひ今まで以上に連携を密にした体制を整えていただくことを期待いたします。

続きまして、③番の質問に移ります。

中学生向けの教育プログラムの取組の状況、先ほど御回答いただきましたが、そうした教育プログラムをやった中で生徒たちの感想などありましたら教えてください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 先ほど議員さんからも御紹介があった、消費者庁が作成しております中学生を対象とした消費者教育プログラムというもので、そのプログラム①の中に契約編というのがございまして、「買物のトラブルはなぜ起こる」ということについて、1こま、まるまる使って授業を行うわけですが、その中で実際実施した子供たちからの感想といたしましては、やっぱりなという内容ですので、3つほど紹介させていただきたいんですけども、1つ目は、ネット上には正しくない情報もあるので、すぐに信用せず、自分の目で判断して商品を購入するべきだと思った、これは子供たちだけじゃなくて、大人の我々もそうなのかなというふうに思いますが、2つ目は、オンラインショッピングをする際は、注意書きをよく読まない危険だということが分かった、こ

れはもう少し詳しく言いますと、注意書きの文字は小さいみたいな、それに中学生もしっかり気がついてます。虫眼鏡がなくちゃ読めないじゃないかみたいな、そういう感想を書いています。また、3つ目は、自分は判断力がまだ未熟なので、よく分からないまま契約すると大変なことになるかもしれないということで、中学生は民法の改正で成人年齢が引下げになることに対して本当に自分たちは大丈夫なのかなという、当事者たちは不安もあるという姿がちょっと見える感じだというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） すごい大人の感想と同じ感想を子供たちも持つんだと思います。実物見ないで買うと痛い目に遭うというのも多々あります。

こうやって、やはり中学校のプログラム、教育をすると、こうやって理解が深まると、また子供たちも気づきになるということが今の感想を聞いてよく分かりました。逆に不安に思ってしまう子供たちもいるんですけども、その不安感も実はすごく大事なかなと思います。まずは意識づけをするということが一つ重要なことであると思いますので、本当にこの内容なんかも、きっとそのときそのときによって状況でも変わってくるものもあるかとは思いますが、引き続き継続をして子供たちの教育のほうをよろしく願いをいたします。

先ほどお答えをいただいたんですけども、平成28年の質問のときには、中学生に対しての教育プログラムプラス、やはり家庭教育学級等で保護者に向けての教育をしてはどうかということで提案をさせていただいたんですけども、その後、家庭教育学級のプログラムに入っているかどうかお伺いをしたかったんですけど、やっているという

ことで御回答いただいたので、すごくよかったなと安心をいたしました。

また、続きまして④番の質問なのですが、④番に関しましては、SNSを利用したワンストップ窓口、国のほうでも今検討、研究をしているというお答えでしたので、こちらのほうは国の動向を見ながら、市もそこに沿っていくということだと思いますので再質問はいたしません、ただ188、この番号というのは110番や119番と同じぐらいにやっぱり普及啓発に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)番の再質問に移ります。

若者、新成年者への啓発パンフレットの作成についてなのですが、こちらのほうも先ほど紹介しました法律の中で、今度第10条、都道府県消費者教育推進計画等とあります。この第10条の第2項、「市町村は、基本方針を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」と明記されております。定められております。

那須塩原市におきましても、この法律に基づいた計画が必要であると考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

生活課長。

○生活課長（君島一宏） 市町村、消費者教育推進計画定めまして、それによってどう進めていくのかというようなことなのかなと思うんですけども、実は今現在、市のほうでは計画のほうはないような状況になっているのが現状でございます。

議員も御承知のとおり、消費者トラブルというのは、市の中で完結するのではなくて、多くが全国といいますか、もっと広い世界から発信されたものでトラブルにつながるというようなケースが多いのかなというふうにお

ります。

そういう中、市のほうでは計画のほうを策定していないという状況なんですけれども、県内ですと栃木県が推進計画のほうをつくっているような状況でございます。その計画のほうを見てみますと、まさに質問いただいています成年年齢の引下げなどの消費者の生活を取り巻くような現状とか課題、またそれを受けまして、どう教育をしていくのか、また被害防止のための情報の発信なんかをしていくのかなということで、ある意味市のほうで取り組まなければならないようなものがうたい込みをされているのかなというふうに考えております。

ですから、そのようなところを考えますと、市のほうとしましては、計画のほうを策定するというより、これまでと引き続き効果的に消費者トラブルを防止するために、そのための情報発信や啓発のほうに取り組んでいくことが重要なのかなというふうに考えておりますので、そのような考えの下に引き続き取組のほう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） 県のほうの計画に沿って市のほうもやっていくということですね。分かりました。

啓発パンフレット作成ということに関しても先ほどお答えいただきましたが、その計画に沿った形でしっかり取り組んでいただけたということだと思いますので、よろしく願いいたします。

パンフレット作成といたしましては、伊丹市の消費生活センターが作成したものがございます。こちらもすごくとても分かりやすく解説しております。ちゃんと一覧になって、「成年（オトナ）になったらできること」、「「オトナ」って？」から始まり、「なぜ成年年齢を20歳から18歳に引

き下げるの？」ということイラストを踏まえながら分かりやすく解説しておりまして、18歳になっただけでできることが一覧で分かるようになっていて、また20歳になっただけでできることと、逆に言うと20歳にならないとできないことですよね。飲酒だったりとか喫煙というのは20歳にならないと駄目ですよとか、そういったものを本当に分かりやすく書いてあります。また、「「契約」には十分な注意を！」とかというものを作成しておりますので、こういったものを各自治体、多分取り組んでいるとは思いますが、こういった分かりやすく作成されているものを参考にして作成していただいて、やはり中学生卒業して高校1年生になるときがいいのかなとも思いますし、そのタイミングといたしましてはお任せするといたしましても、やはりこれを皆さんの手にお届けするということが大切ではないのかなと思っております。

また、啓発という意味では、常に新しい情報を発信していくことが大切だと考えますので、例えば市のホームページ、先日山本議員がおっしゃっていましたが、分かりやすく、例えば市のトップにアップできるようにするとか、また市の窓口のモニター、下にありますね。そのところで消費者トラブル、これは今も流しているんですけども、また若者向けに特化したものを載せてもいいと思いますし、最近みるメールでも配信してくださっておりますので、それは引き続きやっていただければと思います。あと、広報に載せたりとか、また回覧板で全戸配布する、または高校入学時、先ほど言いましたが、パンフレットを配布するか、中学卒業のときか、あんまりもらう書類が多いときにはどこかに紛れてしまうんで、あまり多くないときのほうがいいのかと思うんですけども、そういったときに配布をするなどして、消費生活センターの情報を常に提供し続けることが大切だと

思いますし、高齢者の特殊詐欺防止と同じぐらいの熱量で、様々な手段で発信していくということが大切になってくるものじゃないかと考えます。

そうしたありとあらゆる手段を使いながら、パンフレットとここでは書かせていただきましたが、啓発をしていくような、さらなる取組をしていく考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

生活課長。

○生活課長（君島一宏） 議員の御質問のとおり、私どもとしましても、引き続き高齢者の特殊詐欺防止と同じような熱量で、今度は成年年齢引下げに伴います若年層のトラブル防止について、いろんな形で情報の発信をしたいというふうに考えています。

先ほど議員さんがおっしゃっていただきましたように、実はみるメールのほうで情報発信をしているんですけども、これは課の中の若い職員が考えて、あのような形でちょっとみるメールのほうに流させていただきます。参考までに紹介させていただきますんですけども、3月1日で第1弾で「定期購入はよく確認を！」、3月2日、第2弾で「美容医療はよく考えて受診を！」、第3弾としまして、昨日ですね、3月3日に「もうけ話（情報商材、マルチ商材、暗号資産等）にご注意を！」というような形で発信のほうさせていただいております。

また、先ほど来から話をされています高校でのネットトラブルセミナーの際にも、小さなことかもしれないかもしれませんが、ポケットティッシュに市のホームページの若者向けの啓発コーナー、また消費生活センターのツイッターにつながるような形のQRコードを自前で印刷したものをポケットティッシュの中に今差し込みをさせていただいて、そちらを学生さんに配ったような形の啓発なんか

もさせていただいております。

そういう形で、いろんな方法を引き続き考えながら、みんなで知恵を出し合いながら取組のほうにつなげていければというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 15番、星宏子議員。

○15番（星 宏子議員） みるメールのものが若い職員の方が作成したということで、本当によかったなというか、すばらしいなと思いました。ポケットティッシュとかは本当に細かい作業ではあるんですけども、そういった日々の積み重ねだと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、市政一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） 以上で、15番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

会議の再開は11時15分です。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時15分

○議長（松田寛人議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 鈴木秀信 議員

○議長（松田寛人議員） 次に、4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号4番、公明クラブの鈴木秀信です。

一般質問に入る前に、今般のロシアによるウクライナ侵略戦争に対し、断固反対するとともに強

く非難するものであります。この戦争で亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表するとともに、被災されたウクライナ国民をはじめ、全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

1、自治会活動の促進について。

那須塩原市も、かつてはそれぞれの地域で独自に育まれた祭り、その他の有形無形の文化がそこに暮らす人々の知恵や絆により大切に受け継がれ、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

しかしながら、住宅都市としての急速な発展や少子高齢化、近年の人々の価値観や生活形態の多様化等に相まって、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。東日本大震災により人と人との絆の大切さに改めて気づかされ、高齢者はもとより、若い世代や子供たちもつながり支え合う社会の実現を願いました。その願いを逆なでするように、昨今コロナ禍が長引き、感染症対策としての人流抑制により、青少年や女性、高齢者の社会的孤立化が表面化、加速化し、様々な問題が深刻化しております。

こうした中で、市として自治会活動の促進を一層推進することは重要なことであると考えことから、以下の質問をいたします。

(1)本定例会議に那須塩原市自治会活動の促進に関する条例が議案として提出されていますが、条例制定の背景と、これまでの経緯について伺います。

(2)防犯灯の維持管理などについては、自治会に加入しておらず会費を払っていない市民であっても、自治会に加入している市民と同様にサービスを受けられるという、いわゆるフリーライダーの問題があります。自治会に加入している市民からすると、不公平感が強く、自治会活動の促進に関しては大きな問題だと思いますが、市の考えを伺

います。

(3)自治会への加入促進には、住宅関連業者の果たす役割が大きいと考えます。住宅関連業者には市外事業者もありますが、自治会への加入促進のためには市外業者にも一定の役割を担っていただく必要があると思いますが、市の考えを伺います。

(4)自治会活動に関し、今後市として考えている財政的支援、人的支援、その他の支援はどのようなものがあるか、伺います。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 条例制定のまずいきさつと背景、お答えしますが、やはりかなり時代の多様化、あるいは様々な社会的な情勢の変化によって、やっぱり公助の必要性というのが改めてすごく重要になってきたなと私自身も感じています。

もちろん公助については、やっぱりかつてのように日本全体が豊かなわけじゃないですし、行財政、これは国も県もそうですし、また本市もそうですけれども、やっぱり財政的な不安もかなり出てきておると。

一方、自助となると、やはりコロナ禍もそうですけれども、核家族化によってなかなか守ることができなくなってきたりとか、あるいはひとり親家庭であったりとか、やっぱり自助だけではなかなか限界があると。となると、やはり共助の出番ですけれども、共助も今かなりコミュニティーが薄くなってしまっていると。那須塩原市は割とほかの地域よりは私はコミュニティーあると思っていますけれども、その共助の部分のやっぱり中核といえ、これは自治会であるというふうに思っておりまして、それでやっぱり今後も社会的な情勢の変化や今後の将来を見据えた上では自

治会活動を促進する必要があるだろうと、そういった経緯もございます。

今回、特筆すべきといますか、条例をつくるに当たってアンケートを取りました。もちろん紙媒体で、例えば公民館に来られている方とか、自治会の幹部の方もそうですけれども、アンケートはウェブでも取ったんですね。これはLINEを使って、LINEのアンケートではないんですけども、LINEに流したことによってインターネットのURL、アクセスしてもらうようにつくったんですけども、実は回答者の57%がLINEからの回答者、LINEというか、LINEを通じてネットで回答された方なんです。数でいうと1,805人ということで、もうネットだけでそれだけ取れるというのは結構やっぱりすごいなと思うんですね。今までやっぱり紙で発送しても1,000人とか、そのぐらいなわけですよ。それがLINEアンケートじゃないですけども、LINEを使ってネットで1,805人ということで、そのせいもあって、かなり幅広い年代から御回答いただきました。御高齢の方もそうですけれども、若い方も回答いただいたりとか、結構幅広く御回答いただきまして、正直、中には結構辛辣な御意見もございましたけれども、大変勉強になりました。そうした意見を参考に、自治会長連絡協議会ははじめ各団体の代表者の皆さんと様々検討委員会、そういったメンバーで検討委員会つくったんですけども、いろんな議論を重ねてつくりました。

自治会といっても、会長されている方とそうじゃない方では、結構やっぱり温度差があったりとか、そもそも自治会入っていないという人もいますので、そういうアンケート、本当にいろんな意見ありまして、参考になりました。

(2)なんですけれども、いわゆるただ乗り問題です。私も確かに市政懇談会とかで言われるん



ですよ。例えば防犯灯とか、要は使わせたくないとか、でも使わせたくないとかいってもどうしようもないですよ、やっぱり。自治会入っているか否かで電気が止まるとかいうわけにもいかないんでね。

我々とする、やっぱり自治会に入っていない人に対して何か排除するというよりは、逆に自治会入っているとこんなにメリットあるんですよと、自治会のメリットを出すことによって、ちょっと不公平感、確かに不公平感がアンケートにもありました。自治会入っていない人がただ乗りしているんじゃないかみたいなことを言われてありましたけれども、やっぱりそういう入ることにこんなメリットがあるんですよというふうに努めていきたいなというふうに思っています。

(3)の市外の住宅関連事業者の皆さんに一定の役割を担っていただくということですが、栃木県の宅建協会の県北支部、正式名称は公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県北支部と、市と自治会長連絡協議会の3者で協定結びました。那須塩原市の自治会の加入促進に関する協定という名前なんですけれども、このおかげで県北支部に加入している事業者の方に関しては、市外であっても本市の住宅の販売や賃貸の管理・仲介を行う際は、自治会入ってみてはいかがですかと、自治会加入を促すように努めていただいております。

最後に、(4)なんですけれども、この自治会活動なんですけれども、財政的な支援であったりとか、研修であったりとか、幾つか今もございます。支援策、具体的にいうと、財政的な面でいいますと振興費の補助金、それから地域防犯カメラ設置等補助金、そういった各種事業に関する財政支援、それと自治会長の方向けの研修であったりとか、自治会長連絡協議会と提携した資料の作成とか配布とかも行っていきます。

今後なんですけれども、やっぱりメリットの部分、例えば市からタイムリーに情報行きますよとか、あるいはやっぱりごっちゃになっているのがあるわけですよ。いろいろ委託事項ございます。それも昔は全部回覧に通さなきゃいけないものを今はもう例えばLINE入っていれば分かるでしょうみたいなのがありますので、やっぱりそういう委託事項の整理をしていく必要があるだろうと。これ、どうしても自治会じゃなきゃ駄目だというものもちょっとあれですけども、これ、ほかのところでもできるんじゃないかというのをやっぱり整理していきたいなと思っていますし、それと自主活動活性化を目的とした支援、これからも検討していきたいなと思っております。

答弁は以上です。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 大変御丁寧な答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問、順次させていただきます。

(1)のほうから、まず現状といいますか、本市の近年の自治会への加入率、あるいは加入世帯数の推移を教えてくださいなと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 近年の自治会の加入率、加入世帯数ということなんで、ちょっと数字のほうを説明させていただきます。

まず、加入率なんですけれども、近年ということで、これ全部4月1日現在ということでお答えします。平成31年につきましては62.8%、令和2年については61.5%、令和3年、今年度については60.4%というのが加入率というところで減少傾向になっていると。

一方、加入世帯数につきましては、平成31年が3万956世帯、令和2年が3万756世帯、令和3年

が3万686世帯、減ってはいるんですけども、やや横ばいと。加入率が大きくどんどん減っているというものについては、単身の世帯が増えたりということで、分母になる世帯数が増えているのですから、加入世帯数が横ばいであっても加入率としては減少してきているというのが大きな原因かなと思っています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 僅かに年々微減といえますか、そういう状況であるということですけども、こういった減少、だんだん下がってきているというこの状況というものに対して、市としてどのような認識、あるいは危機感とか認識、そういったところをお聞かせいただければありがたいと思うんですけども。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 年々減少していると。いろいろ市のほうでも、災害時なんか特に公助、共助というところの共助の部分、これについてはやはり加入は減ってきているというところで、なかなか自治会を通して加入者の方にいろいろ連絡をしたり、一緒に助け合ったりということが出来る人数が減ってきていると。加入していない人に対してどうするかというところ、こういうところがやはり先ほど市長からもあったように、デメリット、メリットというところで、入っていることによつてこういうことがよかつたよと、入らないことによつてこういう悪いところがあるよじゃなくて、そういうところをやっぱりPRしながら加入が増えていけば、共助という部分も保てるのかなと思っています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 基本的には、市としては加入率は上げたい、このように考えていらっしゃる

るんでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 何事かあったときというところを考えますと、市だけ公助で全てが賄えるかということ、そうはいかないということになれば、やはりこれ、災害だけじゃなく、行事でもいろんな住民同士の関わり合いもそうなんですけれども、共助、一緒に共に活動していくと、市のほうでも市民協働という形でやっている中で、できるだけ協働する人たちが増えるということになるというのがやはりいいことかなと思っています。

できれば、今は自治会というものをこういうところに市でも頼らざるを得ない状況になっていますので、そういうことを考えると、加入者のほう増加、増やしていきたいということを考えています。今般、今議会にも提案しています加入の促進に関する条例というものを上程させていただいたところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 先ほど市長のほうから、条例案の制定に当たっては自治会に関するアンケート、これを参考にしたという御答弁をいただきました。

実際に回答数、今LINEでは1,805ということでしたけれども、そのほかに関わるアンケートの回答数と意見の概要を教えてくださいたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小泉聖一） まず、市民アンケートということなんですけれども、先ほど市長のほうでもありましたように、LINEとかみるメールから誘導して、ちょっと設問が多いんでLINEでのアンケートというのはできなかったということ

で、ホームページに誘導して回答いただいたというところが全部で1,805人と。そのほかに紙、通常公民館とかに置いて、ちょっと紙でアンケートを出していただいた方もいます。こういう方については1,345人と。全部で3,150人からの回収があったという中で、半分以上がホームページからということであったという状況です。

通常、市でアンケート調査等行う場合には、大体、今11万人、市民いるわけなんですけど、2,000人を抽出してというのが、通常こういうアンケート調査のサンプル数というんですか、そういう選出方法からすると、2,000人までいかなくてもというのが基準みたいなんですけれども、普通2,000人取っていると。今回のアンケート、ホームページを通していただいただけでも1,800と。通常2,000でサンプルを取っているところだとすると約9割、それ以上紙もあったということだと3,000を超える方からいろいろ意見があったという中で、アンケートの中で自治会への加入についてというところについては、一つの意見としては、子供が小さいときには加入していたということで、いろいろいいことがあったということなんですけれども、子供が学校卒業しちゃって、今度入っていることによって役員が回ってきちゃうと、こういうところについてどうしようとか、何かそういうようなところで役員はやりたくないとか、何かそういうような意見があったりとか、活動の参加でも、やっぱり土曜日、日曜日に集まる人が多いと。共働きだと、まして土曜日、日曜日、那須塩原の場合、サービス業多いものですから、そういうところの方なんかは集まりづらいとか、あとは80歳を超える人にも清掃活動を強要するのはいかがなものかと、これは自治会それぞれでやっぱり決まり事をつくって、ある程度、年齢制限と言うと怒られちゃいますけれども、できる人、で

きない人、先ほど言った共助という精神の中で、みんな一律にといいところじゃなくて対応ができるのかなと思ってはいますけれども、意見とすればそういうようなことで、不平不満がある方は、あるいはちょっと困っていること、そういうことがある方なんかアンケートの中で自由記載というところには記載があったかなと。多分、こういう記載のところについてはいいことというのはあんまり書かれないと、悪いことというのはいろいろ書いてくるというところで、ただそういう意見がやっぱり寄せられたというのはあります。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 率直な市民の皆様の意見を集約することができたというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 市民アンケート、不特定の方からいただいていると、自治会に入っている人も入っていない人もということだとすると、市民の率直な意見ということで受け止めていたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） それでは、そのような市民の意見を集約された上で、この条例案についてはどのように反映をさせていったのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 今回上程させていただいている条例案につきましては、アンケートの結果、こういうような意見も踏まえた中で検討委員会を組織しています。

検討委員会につきましては、自治会長連絡協議会の代表の方、これ、各地区1人ずついるものですから、その方で7名と、そのほかに商工会、那

須塩原商工会と西那須野商工会、これについては事業所を扱っている団体ということで、事業所を通して、そこの従業員に対して自治会加入の促進というんですか、加入の啓発をしていただきたいということで入っていただいています。そのほかにも先ほどありましたように宅建協会からも代表の方いただいています。宅建協会についても、市と自治会連絡協議会と宅建協会での加入促進についての協定を結んでいるというところで、新たに転入してくる人、新たに家を建てる人について加入促進の周知をお願いしたいということで、今回の検討の中で委員として入っていただいています。

そのような委員の中で、先ほどのアンケート結果等を踏まえた中で、加入促進の条例というものを案をつくらせていただいたところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） それでは、検討委員会について御質問をさせていただきます。

条例案策定までの会議の日数、そして主な論点、こういったものを教えてください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 条例の検討委員会というものは、先ほど言ったようなメンバーというところで、全体で集まってやったのが2回ということでございます。そのほかにも、これ、自治会の加入促進ということで、当事者というんですか、当事者的である自治会の会長さん方7名、それぞれ地区の会長さん方7名の方にお集まりいただいたのが5回、そのほかにも役員会が1回と、6回で自治会としてどういう条例がいいのかなというところの意見を出していただいとまとめた、それを委員会のほうで検討させていただいたというような状況になっています。

また、条例の内容についてなんですけれども、

どんな内容を盛り込んでいくかと、自治会の役割であったり、市民の役割であったり、事業者の役割であったりと、そういうものを検討させていただきました。

そのほか、条例とはまた別なんですけれども、その条例、あくまでも理念的な条例になってしまうということなんで、その後、条例ができた後、どういうものを具体的に取組んでいけるかというものについても、自治会連絡協議会の役員の方と事務局やっている市のほうとで意見交換というんですか、協議をさせていただいているところでございます。

また、これについては新年度だけではなく、ずっと継続的にやっていくもので、まずは何からやっつけようということも協議させていただいているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 市内の自治会の団体数が216ございますね。私の地元の自治会長さんの中には、十分私たちの意見を酌み取ってくれなかったんじゃないかと、そういったちょっと不満もございます。その不満というのは、実はこの条例案に対する期待の裏返しということでもあると思うんですね。

そういった中で、今回市が条例案を策定することになっておりますけれども、前に市は、市長のほうからも説明がありましたけれども、自治会長連絡協議会と那須塩原市との連携に関する協定書、このようなものを結んでいらっしゃるんですね。この協定書のほかにこの条例を出すということは、いよいよ力強く私たち自治会を応援してくれるのではないかと、そういった思いというのがすごく伝わってくるんですね。

確かに理念条例ではあったとしても、市として一歩踏み込む、そういう支援というものがあるの

ではないかという期待があるかと思うんですが、この協定書から市の条例として出すという市の意気込みというか、市の意図というものをぜひ教えていただければ。

先ほど、市民のほうからは負のメッセージのほうが多かったかもしれないというんですけれども、ぜひ市からはプラスのメッセージでお願いできればと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 市民から負のメッセージが多かったと、往々にしてアンケート、意見、こういうものを集約する場合、どちらかという、いい意見を持っている人はあまり意見を出さないと、マイナスの意見を持っている人が意見を出してくるというのが往々にしてあるというような状況で、今のまま、このまま継続してどんどんやってくれという意見がどんどん集まったかという、そういう人は大体意見を書かないで黙っているというのが多いというところで、負の意見が多かったというようなことなんですけれども、実際には、先ほど議員さんおっしゃっているように自治会長からかなり期待があったということなんです。もともとが理念的な条例だよということで示した中で、自治会長からいろいろ意見があったものとしては、この条例に自治会の会費を決めるように盛り込んでくれとか、この条例で会費を決めてくれとか、そういうような、本当に個々の自治会で決めなくちゃいけないもの、役員の定年制とか、何かそういうようなものまでここに期待していたということなんです。自治会216あります。それぞれの自治会、地域性も異なりますし、あとは構成者、あるいは人口規模も違うと、入っている方、そういう方の世帯数も違うというような中で、一律に会費をこの条例で決めちゃうとか、

そういうものはやはりできない。それはあくまでも自治会で決めることということでの大きな理念条例という形で、実際にどのようなことがこの後、自治会長の連絡協議会とか、あるいは商工会であったり、宅建協会であったり、市で取り組めるかというのは、具体的な取組はこういう条例とかじゃなくて、今取組のほうも検討していると先ほどお答えしたとおり、検討は進めているところでございます。

条例に盛り込んだ場合、仮に1自治会長、1件当たり幾らと盛り込んだ場合、それがいい自治会はいいですけども、まずい自治会については条例の改正をやってくれと、毎回毎回議会のたびに条例の改正ということになってしまうと、それが本当に216全部、全てに通用するものかということになると、そうではないということで、期待したところはそういうところがあったのかなと。ただ、そういうものじゃないということで御理解をいただきたいと思っています。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） 細かい話は部長が答弁していましたけれども、本当にアンケート見ても物すごい差があるわけですよ。もう本当にここじゃ言えないぐらい辛辣な意見とかもありましたし、一方でやっぱり役員やっている方はもうめちゃくちゃ自治会愛にあふれていますから、もうこの条例でぐいぐいとやってくれという人もいますし、正直、職員よくやったなと思いますね。かなり折衷案じゃないですけども、やっぱりうまくいいようにベスト、ベターな条例つくるのにかなり苦労していましたので、そこら辺、この条例がよい役に立てばいいなというふうには思っています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 一々そういう細かい規定を条例でつくと、そういうことを私たち自治会

のほうでも、会長のほうもそういうことを要望しているのではなくて、もうできる範囲の支援は、前回阿久津市長時代に結ばれていたその協定、それ以上の思いを込めて、市はこの自治会との協働、いきますよという、そういう思いなのかどうかということを確認しているんです。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 大変申し訳ありません。思いじゃない部分で同様な意見があったということ、お答えだったと思うんですけれども、条例、今まで協定だけだったというところで条文化して、表にこれ、公表するという形のもので、市のほうとしてこの条例というものを決めて取り組んでいくということについては、協定よりももっとこの議会での議決を得るということで、重きを置いてやっていくという形で考えているところです。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 前向きに考えているということですのでよろしいですね。

それでは、(2)の再質問に移ります。

フリーライダー問題、これは自治会活動に真剣に取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている方の意欲を失わせるという側面も持っております。

モチベーションの低下には、加入者が増加しないという問題とともに、退会者が出ているという現実があります。自治会役員の方々のモチベーションを低下させないためのフォローについては、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 自治会を退会するということに対してのフォローということなんですけれども、自治会を退会する理由としましては、先ほ

どアンケートの中でもあったように、役員になりたくないとか、あるいはなかなか行事に協力できないというようなところが主立ったところなのかなと。それと、高齢者になってくれば年金暮らしということで、自治会の会費が払えないというようなところでの退会というようなものもあるとは聞いております。

市のほうでもそのフォロー、自治会ごとにいろいろ状況は異なっていると思うんですけれども、全部で自治会216あるうち、やはり自治会によって工夫して活動しているところもあります。会費の面で言えば、独り暮らしの老人の世帯については、どういうものはもらって、どういうものはもらわない、免除するよとか、あるいは役員についても80歳超えたら役員は飛ばすというんですか、順番に回るにしても飛ばすよとか、何かそういうところについては、できるだけ脱会しないようなところで、皆さん協力いただけるような形で取り組んでいるようなこともあります。

市のほうでも、自治会長さん方、いろいろ1年で交代してしまうところもありますので、そういうような情報を提供するために、今年度も、今まで自治会の会長さん方の研修、全体会という形で216集めるような形でやっていたんですが、このコロナ禍ということで、そういうやり方じゃなくて、各地区個別に大体50人前後というところで、大きな会場を使ってということで、実は2月に地区別の研修という形で始めさせてもらいました。ただ、まん延防止措置というようなものが発令された以降、それもちよっと中止というような形にはなってしまいましたが、開催したところについては、そういうほかの自治会での成功している事例などの紹介とかというものをお知らせするとともに、各自治会の役員同士で、やはりこれは自治会の会費、参加の仕方ということになりますので、

そこの自治会に合ったものについて検討いただければということで、事例紹介ということでのフォローというのが今の時点でのものになっています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） この後、支援のほうでもちょっとお伺いしたいと思いますので、(3)の再質問に移ります。

この那須塩原市における自治会への加入促進に関する協定、これを県北から県内、あるいは近県に拡大するお考えはありますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 宅建協会と協定を結んでいることということでよろしいですかね。

宅建協会については、県北支部というところで協定のほう結んでいます。この県北支部については、那須塩原市内の事業者だけじゃなくて、遠いところだと矢板とか那珂川町とか、そういうところまでの事業者が入っている、全体的に入っている協会ということになっていますので、那須塩原のアパートであったり一戸建て、こういうところについて建設なりするようなところというのは、基本的にはその範囲で今のところは足りているかなど。県内、県外というところも中にはあるかもしれないんですけども、まずは県北支部というところと協定を結んでいけば、ある程度加入促進というところの御協力はいただけるかなと思っております。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 取りあえず、現状のままということで進めていくということですね。できる限り自治会の加入の働きかけが漏れがないような方向で、さらに努力をしていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、(4)の再質問に移ります。

自治会の役員は輪番制になっているところも多くあり、仕事の内容を理解したところで交代するというようなケースも多く見受けられます。

研修会やマニュアルの配布のほか、個々のケースに随時対応するような相談窓口の設置、こういったものは考えていらっしゃらないでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 個々の内容についての相談窓口を設置ということなんですけれども、相談窓口として市民協働推進課で係を置いていますので、改めて窓口という形じゃなくても、問合せ先ということで対応はできていると思っています。

また、毎年替わって自治会長さん、地区によっては輪番制で毎年替わるというところもありまして、先ほどちょっと申し上げました地区別研修会、今年は2月に予定していました。実際できなかったというところがあって、1か所、鍋掛地区しかできていなかったんですが、それ以外についてはできなかったということなんです、これについては現在の自治会長さんだけでなく、もう既に来年度、輪番制であれば、決まっている自治会長さんがいるのであれば、その方にも御参加をいただくというような形で、スムーズに4月以降も、何も分からないところで始めるんじゃないということで、できるだけそういうようなことでフォローをしていきたいということで企画はしていたところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） その窓口は本庁ですか。それぞれ各支所に自治会、いろんな連絡所あるといいんですが、その相談窓口を支所に拡大することができないでしょうか。

例えばもう役員の方も高齢化しています。また、いろんな事情、体の具合が悪くなったり、そうい

ったことを考えると、本庁に來いというような、そういった上からの目線ではなくて、各支所にそういった相談の窓口を置くという、そういう考えはできないでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 大変失礼しました。

窓口、市民協働推進課ということでお話をさせていただきましたが、集約しているのが市民協働推進課で、それぞれ西那須野支所、塩原支所にも自治会担当の窓口ということで、西那須野支所ですと総務税務課、塩原支所ですと総務福祉課に窓口は置いております。ですから、そこで取次ぎなり、解決するものは解決すると、取次ぎが必要なものは取り次ぐという形になっております。ちょっと説明のほうは足りなくて申し訳ありませんでした。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） また、そうしますと、さらに例えば公民館とかそういった、できるだけ役員の方々が負担のないような方向に考えることはできるでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） できるだけもっと身近にということなんです、こちらに関しましては、今回の議会の会派代表質問の中でそれぞれの会派の皆さんからもありましたように、分散型地域づくりという中で、どのような場所にどういうサービスを持っていくかというところは、今後検討させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

自治会活動の悩みの一つに、マンションやアパート、こういった共同住宅とのコミュニケーションがないことがあります。市として、地域住民との交流の橋渡しはできないでしょうか。

例えば、京都市では共同住宅新築事業所との地域との連絡調整担当者届出開示制度というものを使って、マンションの入居者やアパートの入居者に自治会に入るような自治会加入の紹介とか、あるいは地域の行事といったものをしっかりと連絡を取り合うという、そういうシステムがあります。

現在、アパート、大型のアパートとか、マンションまではあれでしょうけれども、そういったものが建っている中では、こういった取組というものも大きなバックアップになると思うんですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 実際住んでいる方に対して、どういう方が住んでいるかという開示請求ということになると思うんですけれども、那須塩原の場合、今住んでいる方に対してというところよりも、転入してきたり、新たに家を建てたりというところで、先ほど言った宅建協会との協定という中で、仲介をした時点で加入をするような、加入を促進するような周知を行っていただいたり、自治会長さんにそういう連絡をしたりというところでやっている部分もあります。

その中で橋渡しということなんですけれども、これは自治会の中でも、先ほどの自治会に加入しない人が公共的なもの、防犯灯であったりごみステーションを利用しているというところについて不公平があるんじゃないかというところなんです、これは自治会によっては正会員じゃなくて、自治会の賛助会員とか準会員という位置づけにして、防犯灯、あるいはごみステーション、こうい



うようなところの費用をもらってというところをきっかけに加入促進につなげていくというところで、まずそういうきっかけづくりを自治会で転入してきたときにやっているというところもあります。

全体のこれ、アパートとか賃貸住宅に対しては、216あるうちの26自治会はそういうような取組をやっていると。一戸建ての住宅に関しては31の自治会がやっているということで、全体からすれば少ないんですけども、そういうような事例もそれぞれやっていないところは参考にさせていただいて、それぞれの自治会でということで、先ほどの自治会加入しない人を勧誘するような手法についてというようなところの事例の説明をしながら、加入促進に努めているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） そういった橋渡しをするのを自治会任せというか、そういうことではなくて、それを義務化する、そういったところですね。そういった部分でも後押しできないかということなんです。どうでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） これ、大変申し上げにくいんですけども、自治会の加入、これについてはあくまでも任意というところでそれぞれの自治会のほうに入らせていただいていると。市のほうから強制して義務化というところは、これ、できないというところで、そういう本当に橋渡しのところ、事例というところで、歯がゆい部分があるかと思うんですけども、その程度までしかできないのが現状かなと思っています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 加入を義務化するのではなくて、橋渡しというところを義務化できないか

ということです。この問題はぜひ検討していただければと思いますので、次、移らせていただきます。

将来的な問題として、自治会の統合、あるいは分割という問題が大きく出てくるかと思いますが、この支援策については市は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 大きい自治会の分割であったり、小さい自治会の統合、これについては相談があれば支援ということではできるんですが、これは金銭的なものではないと思うんですけども、ただ市のほうから積極的に小さいところを集約するとか、大きいところを分割すると、あくまでもこれ、自治会というところなんで、そういうところでどういうふうになってくるかというところで、統合する場合、分割する場合、どういう手順をやったというところのアドバイスはできるとは思っています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） そういったアドバイス、積極的に相談があった場合にはぜひ乗っていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問です。

自治会のDX化、それを考えていらっしゃるということですが、どのような内容でしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 実際の自治会のDX化というよりも、市のほうで今回も2月に、先ほど言った地区別研修会の中で、今まで自治会長さんに連絡する手段としては電話とか通知というところでやっていたわけなんですけど、一斉メールと、こ

これは学校なんかでも使っているような一斉メールと、そういうシステムを使って自治会長さんに一斉に情報を伝達するという方法をやりたいということで、研修会の際にその登録の仕方であったり、システムの仕組みであったりというところは説明はさせていただきました。

ただ、研修会が開催できなかったところについては、通知を送って問合せをいただきながら登録をしていただいているというところ、ただ実際にそういう登録ができない方については強制するものでもないというところがあるんで、実際相手が使えるかどうかというのがありますので、電話等での連絡というものは引き続きやっていくようなこと。デジタル化というところで、まずはそういう一斉メールで情報を即時全員の自治会長さんにそういう方法を考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 私は市がこの自治会活動の促進を支援するという、そういう条例をつくるということであれば、確かに216自治会、多いですけども、DX化に関しては思い切ってタブレットを貸与するとか、そういったことで、はい、みんな一斉メール見てくださいではなくて、私たち議員に貸与されているような、こういった配慮といえますか、そういったことを考えてもいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 一斉に貸与してというところは考えられないかということなんですけれども、実際、自治会長さん方、それぞれ皆さん御自分のパソコン等利用している方もおりますし、じゃ、また別なものを、タブレットを配るのがいいのかどうかと、費用対効果という部分も含めて考えなくちゃいけないところかなと思っています。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 理念条例ということで出されているところでは、所沢でも応援条例ということで出していますけれども、所沢の課長さんに聞いたところ、平成30年、31年、令和元年と啓蒙活動が開いて会員数、入会加入世帯が増えたそうです。ところが、やっぱりこのコロナの影響を受けて、また減退してしまったと。

今回の活動についても、コロナ禍でなかなか自治会の活動ができない、そういったところを見ると、思い切って216自治会長さんにタブレットを貸与したり、会議も日中でないと開けないというところから、タブレットであればZoomなどを利用すれば、夜でも仕事を休まなくても参加できるとか、そういった大きなメリットも出てくるので、自治会のデジタルトランスフォーメーション、それを考えているという上では、力強いメッセージとしてそういったタブレットの貸与も考えていただければというふうに思います。

大変ありがとうございました。この那須塩原市自治会活動の促進に関する条例制定を契機として、市民の皆様が自治会活動に興味関心を持ち、積極的に参加してくださることを願い、次の質問に移らせていただきます。

2、教師不足について。

本年1月31日に文部科学省が公表した教師不足に関する実態調査によると、本年度の始業日時点で、公立小中学校の1,586校、5.6%で2,086人の教師不足が生じていると報道されました。

その対応策として、小学校では本来の教員以外が学級担任をしたり、管理職が代替したりする学校もあったということです。

学校現場において、教員の質と量の確保は死活問題であります。これまでも教師不足の穴を埋めてきた臨時採用教員の成り手も減少し、教員採用

試験で採用倍率も減少しています。

本市における実態と対応について、以下のことを質問いたします。

(1)本市における教師不足の実態と主な要因を伺います。

(2)教師不足への対応策について伺います。

(3)教師不足が学校現場と教員への働き方に与える影響について伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） では、2の教師不足について、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の本市における教師不足の実態と主な要因についてお答えをいたします。

市内の小中義務教育学校には、栃木県の教職員配当基準に基づきまして県費負担教職員が配置をされておりますが、今年度の学級編成の基準日でありました令和3年5月1日現在では、全ての学校の配置に不足は生じておりませんでした。

次に、(2)の教師不足への対応策についてお答えをいたします。

本市で教員の不足が生じた場合には、定年退職者ですとか、過去に教員として経験のある方に関する情報を県の教育委員会と共有するとともに、各学校に配置しております市採用教師を一時的に補充教員として充てることなどをいたしまして体制を整えてきております。

また、栃木県教育委員会では、より多くの人材を確保するために、2023年度、来年度の教員採用試験からは、年齢制限を従来の45歳未満から満60歳未満に引き上げて実施することが報道をされております。

最後に、(3)の教師不足が学校現場と教員への働き方に与える影響についてお答えをいたします。

学校で教員不足が生じた場合には、当該教員が

担っております授業や業務を他の教員でカバーすることになりますので、慢性的に多忙な学校現場におきましては、ほかの教職員はさらに負担を抱えることとなります。

今後、教員不足が生じた場合には、教職員の時間外労働の増加などをはじめといたしまして、教職員の働き方に様々な影響が生じることが予想されます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） ありがとうございます。それでは、(1)から再質問させていただきます。

那須塩原市において、本年度の始業日時点で教員不足が生じなかったという報告でした。大変ありがとうございます。

それでは、5月以降はどうだったのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 5月1日以降も、本市におきましても、教職員の方の産前産後休暇ですとか育児休業、それから傷病休暇の取得などがございまして、教員の欠員が一時的に生じたというところはございましたけれども、その後、先ほど申し上げましたように、定年退職をされた方ですとか、教員の経験のある方々に個別に連絡を取らせていただいて補充をできておりますので、教員不足は生じてございません。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 先ほどの答弁していただいた対応、この対応というのは、臨時採用教員が減少する、あるいは教員の成り手不足という中で、今後とも有効に機能していくのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 議員に御心配いただいているとおり、今年度はそういう形で欠員を生じさせ

ないで何とか過ごしてきておりますけれども、年度途中で欠員になった部分を穴埋めする人材を探すということは、非常に困難な作業でございます。那須教育事務所の御協力をいただきながら、本市の管理主事等も東奔西走して、時にはハローワークさんなどにも求人を出したりして、何とか埋めているという状況でございます。

想像していただければと思うんですが、年度途中で、例えば小学校の教員免許状を持っている方が必要だという場合にはある程度幅が広いんですけども、多分中学校で理科の先生が足りなくなった、音楽の先生が足りなくなった、そのときに、当該教科の免許を持っている方が日中何もしないでおうちにいていただいている可能性というのは極めて低い現状がございますので、これが欠員ゼロの状態をずっと続けていけるかどうかということにつきましては、非常に難しいなというふうに感じておるところです。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 市の教育委員会が教育環境が大変厳しくなる中で、本当に御努力しているなということに対して感謝を申し上げたいと思います。

(2)の再質問に移らせていただきます。

この教員不足については、私が現役のときから常態化していたというふうに認識しております。

先ほど、様々な補充体制ということで教育長のほうから説明がありましたが、現在補充者、教員補充の候補者、こういったものはどのくらい確保できているんでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 端的に申し上げますと、那須教育事務所さんのほうも含めまして、私どもの中で待機リストといいますか、この方々は、もし

ものときにいつでも入ってもらえますよという方はほぼゼロに等しいという状況でございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） それでは、市として県や国に対する働きかけ、これは何かされていますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 具体的な方策といたしましては、栃木県の市町村教育委員会連合会というのがございまして、そこに25名の教育長がおりますので、その会の中で国や県に対してこういう状況についての要望といたしますか、それをしておりますし、全国の都市教育長協議会、市の教育長が集まる会議がございますので、そちらのほうでも国や県に対して要望を行ってきているという状況でございます。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 教員の定数、あるいは配置というものについては、市や県だけではどうにもならない問題だというふうに思います。

教育長として、このような問題を打開するために何が必要か、もしそのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） ありがとうございます。

私自身も非常にじくじたる思いを持っておりますので、少しだけ話させていただけますが、実は今の中学校1年生が昨年度、小学校6年生を卒業するときに、ある企業がアンケート調査をしました。将来何になりたいですかというので、実は男の子はなりたい職業ナンバー2に、第2位が教員でした。その前の年は10位。これが第2位にランクアップして、女の子も第3位、これは6位から3位にジャンプアップしたと。ユーチューバー

を抑えて教員になりたいと。しかし、小学校を卒業するときにはそういう思いを持っていた子供たちが実際に大学を出て社会人になろうとするときに、教員免許を持っていても教員採用試験を受けない、そういう状況になりつつあります。これはなぜか。教員の働き方が非常に過酷な現場であるということが日夜報道されますので、そういうふうを考えるのも仕方がないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、端的に、実はいわゆる人確法というのがございます。これでいわゆる全国の教育レベルを平準化するために確かな人材を集めよう、そのためには給特法という法律があって、教職員には月額給与の4%をきちんと与えましょうという法律がございます。4%というのは、大学出てしばらくたった頃、月額給料20万円になったとき8,000円です。過労死レベルといわれる月80時間というのが、8,000円を80時間で割りますと1時間100円なんです。そういう状況でずっと先生方が頑張ってきて、生活を犠牲にしながらもそれに依存してきた今までのシステムを何とかしなければならぬというふうに思っていますので、ぜひ議員さんからもムーブメントを起こしていただいて、この人確法に基づく給特法の改正に進んでいただけたらありがたいなというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） (3)の再質問に移らせていただきます。

学校現場の負担軽減、これは学校内だけではもう絶対無理と思いますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 市としましても、市採用教

員、来年度も150名以上採用する予定でございます。県のほうでもそういった働きをしてくださっていますので、これらの政策を活用しながら、何とか働き方を改善していきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 4番、鈴木秀信議員。

○4番（鈴木秀信議員） 私どもも全力で応援をしていきたいと思っておりますので、また今後とも御努力よろしくお願いいたします。

私の一般質問をこれで終了させていただきます。

○議長（松田寛人議員） 以上で、4番、鈴木秀信議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

会議の再開は1時15分です。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時15分

○議長（松田寛人議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 小 島 耕 一 議 員

○議長（松田寛人議員） 次に、9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今、何かウクライナの原発がロシアに攻撃されて燃えているというようなお話がありましたけれども、ロシアがウクライナに侵攻しまして、2月24日から10日間弱というようなことであります。

大田原市議会では、ウクライナに対するロシアの侵攻に対して非難決議をしたというような新聞報道もされているところでございます。

今、那須塩原市議会は議会中であります。閉会

日は議決があるわけですがけれども、本市でもウクライナの侵攻がまだまだ続くようでしたら、議決を。

〔「やります」と言う人あり〕

○9番（小島耕一議員） やるというような話を聞きました。安心しました。非常に重要な案件だろうと思いますが、そうはいつでも市役所に聞いても仕方ないことでありますので、まずは一般質問を始めたいと思います。

それでは、通告書に基づいて一般質問を始めたいと思います。

議席番号9番、小島耕一です。よろしくお願いします。

1、本市の未利用市有地の売却について。

市では、令和2年3月に適正な財産管理と財源確保を図ることを目的に、未利用市有地処分計画を策定しました。計画では、未利用市有地処分対象を67か所、30万7,285平米とし、早期に処分可能な市有地を11か所、2万5,885平米としています。

そこで、未利用市有地処分の現状と課題について伺います。

(1)未利用市有地処分の現状について伺います。

(2)未利用市有地処分の課題についてお伺いします。

(3)未利用市有地処分の加速化に向けた具体的方策についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） 1の本市の未利用市有地処分の売却について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の未利用市有地処分の現状についてお答えいたします。

未利用市有地の処分につきましては、令和2年3月に策定した未利用市有地処分実施計画に基づき売却による処分を進めており、これまでに3区画について売却したところであります。

次に、(2)の未利用市有地処分の課題についてお答えいたします。

課題としましては、未利用市有地の場所や面積、形状などの条件が土地を求めている人のニーズに合っていないのではないかと考えております。

このほか、売却手続が煩雑かつ専門的で、売却できる状態に整えるまでに多くの時間と知識を必要とし、現体制では1年度に処理できる件数が限られてくることなども課題であると考えております。

最後に、(3)の未利用市有地処分の加速化に向けた具体的方策についてお答えいたします。

今後、売却を進める方策としましては、区画を分割するなど、土地を求めている人のニーズにできるだけ合うよう工夫するとともに、土地売却の知見を有する不動産業者の活用などを検討してまいります。

このほか、インターネット公売や隣接者への随意契約による売却などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 答弁ございました。ありがとうございました。

今回の未利用市有地の質問は、平成31年3月議会でもさせていただいたところです。前回は未利用市有地処分計画ができていなかったということでもございまして、今回は未利用市有地処分計画が策定されましたから、この進捗状況をお聞きしたいと思っております。

まず、(1)の本市における未利用市有地の現状についてお伺いしたいと思います。

この計画で、早期に処分可能な土地が11か所、2万5,885平米であると。処分の事務処理はどこで行っているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（小出浩美） 未利用市有地、その処分をどこが担っているのかということでございますけれども、その区画といたしますか、場所によって所管する場所が異なっているということがございまして、事務処理につきましてもそれぞれの土地を所管する部署が行っているということでございます。

具体的には、答弁申し上げております財政課が所管するところもあれば、あるいは都市整備課、あるいは道路課といったところが所管する区画もあるという現状でございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 了解しました。

できれば、やはり土地を処分するというところでございますので、1か所で販売したほうがいいのではないかなと思っているところでございます。検討していただければと思います。

それでは、次の質問をしたいと思えます。

処分を行うために、購入希望者の募集はどのような方法で行っているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（小出浩美） 処分を行うための公売、応札者にどのように募集しているのかということでございますけれども、一般競争入札といった売却処分の場合、市のホームページ、あるいはみるメールといったところで入札参加募集の公告を行っております。

また、処分対象区画に売り地の看板といったものを立てて周知したり、あるいはその土地の周辺

のお宅に訪問しまして、入札しますけれども、いかがですかというような資料を配布するなど、周知を図っているということがございます。

また、このほか栃木県宅地建物取引業界の会員の方の不動産に入札広告に関する通知なども郵送しまして、周知に御協力をいただいているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 了解しました。

ある程度、地元の人を買ってもらうような働きかけをしているということを理解しました。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

今回3か所が売却できたということですが、3か所で幾らになるのか、また購入者がどのような目的で購入したのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
総務部長。

○総務部長（小出浩美） 売却した土地の値段、それからどのような目的で購入していただいたのかということでございますけれども、3区画の合計金額で申し上げますと、758万7,821円という価格になってございます。

基本的には、3区画のうち2区画は隣の方に買っていただいたということで、地続きでその処理をしていただくという形でございますし、残りの1区画については宅地として購入していただいたということでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 3か所で758万円ということで、ある程度成果は上がっているのかと思っておりますけれども、やはり地元の近くの方に購入してもらったと、こういう方法しかないのかなという感じがしますが、了解いたしました。

それで、次の質問に移りたいと思えます。

売却は2年間で3か所ということですが、この

進捗状況について市はどのように評価をしているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） この進捗、どのように評価しているのかということでございますけれども、できれば早期に全部処分できるというのが理想かとは思いますが、先ほど申し上げましたような課題もございまして、なかなか進まないという現状もございます。

そうした中で、ある程度着実に売却のほうが進められているということを見れば、財源を確保するとともに未利用市有地の有効活用が図ることがある程度できているのではないかというふうには考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） なかなか売却進まないという中で、3か所というのは仕方ないというようなことかと思えます。それでも、758万円購入財産できたということは、それなりの成果かなと思っております。

それでは、(2)の課題の再質問に移りたいと思います。

未利用市有地の購入者を探すときに、購入者のニーズに合っていないことからなかなか購入者が見つからないということですが、市としてはどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） 購入者が見つからない現状にどのように対応していくのかということでございますけれども、要は売れない土地ですから、何か売れるような工夫が必要だということかと思えます。

例えば、面積もある程度、一般の宅地に比べて

大きい土地なんかもございますので、そういった土地につきましては、一般の方が通常買われるような面積に区画を分割して販売するとか、そういった工夫をしてみたいというふうには考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 了解しました。できるだけ、市民が買いやすいようなことを考えてもらえればと思っています。

次の質問に移りたいと思いますけれども、売却手続が専門的で、売却までに多くの労力を必要ということでございますけれども、1か所の売却にどの程度の期間が必要であり、年間にどのくらい処分できるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） 売却にどのぐらいの時間がかかって、どのぐらい売却できるのかということでございますけれども、土地の状況によって一概にこのくらいという標準的な期間というのはなかなか申し上げられないところですが、一般的に申し上げますと、やはりその土地の測量をしなければならぬ、面積を確定して、境界も確定しなければならぬという、そうした作業がございます。

また、あとはその土地を幾らで売るのがいいのかというところがございます。例えば課税課の評価額とか、そういったものも一つの目安になるかと思いますが、正式に公売という形の手続を取るには、やはり不動産鑑定というものを正式に依頼して価格を設定するという手続も重要かと思えます。こうした業務だけで、ゼロから始めれば大体半年ぐらいの時間はかかるという形がございます。

また、この後、入札参加者の募集、あるいは入札の執行、契約、それから所有権移転登記といっ



たものを経ますと、大体区画を引き渡すまでに4か月程度の時間はかかるということでございます。

どのくらい売れるのかというのはなかなかちょっと見当はつかない、取りあえずそのような手続を淡々と進めて成果を上げていきたいということでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 1か所でも、実際に1か所だけやっているわけじゃないんだと思いますけれども、9か月近くかかるというふうなことでありますので、なかなか進まないのは理解できるところでございます。

それでは、次の質問事項ですけれども、それだけ売却手続に時間がかかるということでございますので、専門の不動産企業にアウトソーシングする方法も効率化の一つだと思いますけれども、市の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） 専門の不動産会社へのアウトソーシングはどうかということでございますけれども、今年度執行させていただきました一般競争入札に関しましては、栃木県宅地建物取引業協会県北支部と情報交換なんかを実施しまして、現地に看板を立てるとか、あるいは市内の不動産業者に入札公告の情報を提供するとか、こうしたら売れるんじゃないかというようなアドバイスをいただいて実施していたということがございます。

また、今後も必要に応じましてそういった方々との連携を密にしまして、積極的に売却に取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） まだアウトソーシングまではいっていないようではございますけれども、ここまできかっていますと市の職員の負担も大きいという中

では、アウトソーシングもいい方法じゃないかということで検討したいと思っております。

(3)の未利用処分の加速化に向けて、再質問をしたいと思っております。

市ではインターネット公売に取り組むとのことですが、現在滞納者から差し押さえた財産をインターネット公売しておりますけれども、これまでの公売の結果などからインターネットの公売の有効性をどう評価しているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） インターネットの公売をどう評価しているのかということでございますけれども、官公庁、本市に限らず、いろいろところでこうした土地の売却、あるいは収税等の執行で押さえた差押え物件等をオークションで公売にかけているというような実情がございます。

本市では収税課がそういった滞納者からの差押え物件をオークションにかけておまして、不動産なんかもございます。このメリットとしては、やはり一般の競争入札といったものに比べて、広く公売の参加者を募ることができるといったようなメリットがございますので、未利用市有地の売却についても、収税課等と連携を図りながらこういったオークションには今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 分かりました。インターネット公売も有効だということでもありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

そうはいつでも、なかなか処分が難しい市有地もあるのかと思います。そういう市有地をどのように販売するのか。

また、販売が難しい土地については、各場所に

よってはソーラーパネルを設置して電力を供給するというような対策も一つと考えられます。今回、新電力会社を設置するというような構想もありますので、それに対して所見をお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） 今後の処分をどうするか、あるいはソーラーパネルなんかへ貸出しもできるのではないかと考えてございますけれども、処分につきましては、先ほど来申し上げましたように従来の公売による売却、今後はオークション等にも組み込みながら販売ということに取り組んでまいりたいと思っております。

また、未利用市有地は貸出しという手続も取れなくはないんですが、そういったソーラーパネルの貸出しという方法もあるかと思いますが、やはり場所とか、あと太陽光、ソーラーパネルだと周囲の方のいろいろ御意見等も想定されるところもありますので、基本的にはまずは売却といったところを念頭に手続のほうは進めてまいりたいというように考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 最初の計画では11か所を早期に売却するというような計画でございますけれども、売却の想定、できそうなのか、またいつ頃までを目標にしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小出浩美） 11か所の未利用市有地、計画上は早期にということで計画のほうはつくらせていただいておりますけれども、先ほど来申し上げていますようになかなか難しいところがありまして、最大限の努力をしながら一刻も早く売却

できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 相手があつて売れるということですので、できるだけ早くという気持ちは分かります。その辺では、土地の値段なんかも場合によってはある程度抑える必要もあるのかなと思います。そんなところも含めて検討していただきながら、未利用市有地の売却を早期に進めて、次の段階に進んでいただくことをお願いしまして、最初の質問を終わりにしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2、廃校などの未利用公共施設の再利用並びに解体、売却について。

少子高齢化の進行や市町村合併など、組織の統廃合などによって、小学校の廃校など、使用しなくなった公共施設が増加しています。また、来年4月には小中一貫校である箒根学園が開校を予定しており、大貫小学校、横林小学校、箒根中学校など、新たな廃校も予定されています。

建物は使用しなくなると老朽化が早期に進みます。新たな利用法や利用者を見つけることによって、施設の有効利用や長寿命化が図られ、市民サービスの向上も図られます。

そこで、未利用公共施設の再利用や解体、売却について質問します。

(1)未利用公共施設の現状について伺います。

(2)未利用公共施設の管理体制について伺います。

(3)未利用公共施設の再利用及び売却に関する方針及び取組状況について伺います。

(4)方針及び取組により再利用となった施設はあるか、伺います。

(5)未利用公共施設の再利用及び売却の加速化に向けた具体的方策及び組織体制についてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） それでは、小島耕一議員の2、廃校など未利用施設の再利用並びに解体、売却についてお答えいたします。

初めに、(1)の未利用公共施設の現状についてと(2)の未利用公共施設の管理体制については関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在、本来の用途として使用しなくなった公共施設については、倉庫など別の用途で使用している施設や、普通財産として管理している施設が16施設あります。

管理体制としては、それぞれ施設の所管課において管理しており、施設ごとに機械警備や定期点検などを行っております。

次に、(3)の未利用公共施設の再利用及び売却に関する方針及び取組状況についてお答えいたします。

未利用公共施設の再利用及び売却に関する方針については、公共施設等総合管理計画で定めている方針に従い、廃止した施設であっても安易にほかの用途に用いることは新たなコストを生じさせることになるため、真に必要な用途に転用するほかは、売却などを積極的に検討することを基本としており、その方針に基づいて順次施設の転用や除却などの検討を進めている状況であります。

(4)の方針及び取組により再利用となった施設はあるのかについてお答えいたします。

近年の状況として、市で再利用している事例としては、旧歴史自然学習センター日新の館を那須野が原博物館の備品庫として利用、また民間事業者への貸付けにより再利用している事例としては、旧戸田小学校を就労継続支援B型事業所として利用しているものがあります。

最後に、(5)の未利用施設の再利用及び売却の加

速化に向けた具体的方策及び組織体制についてお答えいたします。

令和4年度の組織機構改革においては、企画政策課において資産活用に係る検討や総合調整の事務を所管することとしております。

今後も施設の管理のみならず、土地と建物の活用に係る企画立案及び調整を総合的に所管する部署の設置や、未利用施設の再利用や売却の加速化に向け引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 答弁、ありがとうございます。

それでは、再質問に入りたいと思います。

(1)と(2)については関連がありますので、一括して質問させていただきます。

未利用公共施設が16施設あるということですが、ここ数年の未利用施設の発生数と解体等による増減についてお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） ここ数年ということ、令和元年度から令和3年度というところでちょっとお答えをしたいと思います。

まず、施設の廃止につきましては、黒磯図書館など6施設ということになっております。

また、施設の解体というものにつきましては、旧共英学校給食共同調理場など3施設ということになっておりまして、今年度この施設とはまた別に黒磯図書館、こちらのほうを解体しているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今6施設増えて、3施設は解体したということで、3施設、ここ数年増えていると。また、来年には3施設ができるという

ことで、やはり未利用公共施設が増加する傾向にあるのかなと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

廃校などについては地域住民が利用している場合もあるかと思えますけれども、別用途で利用している施設は幾つあるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 現在、別用途で利用している施設ということなんですけれども、先ほどの答弁でもありましたように、旧戸田小学校など全部で9施設、別用途で使っている状況であります。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） やはり別用途でも利用するというのが非常に重要なことかなと思っているところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、本市には16の未利用施設があるわけですが、管理費用は幾らかかっているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 未利用施設ということで、土地の賃借料とか施設の機械警備とか、必要なものを行っているというところで、今維持管理費というものを合わせますと、全部で約870万円ということがかかっている状況です。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 900万円近くの管理費が毎年かかるというようなことで、これもできるだけ減らすことが必要かなと思います。そうはいつでも、なかなか難しいかと思えますけれども。

それでは、次の質問に移りますけれども、旧金沢小学校では地域の方々が地域づくりの事業を導入したということがございますけれども、どのよ

うな効果を生んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（八木沢信憲） それでは、旧金沢小学校で実施した事業の効果ということでございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

金沢小学校の閉校の後、地域におきましてコミュニケーションを図る機会が失われたというような課題が出てきました。この課題に対応するために、平成30年、令和元年度の2年間、県の補助を受けまして、栃木ふるさと支援センターモデル事業、こういった事業を実施しました。

具体的には、地域づくりの専門家を講師に迎えてましてワークショップを重ね、地域における課題解決の仕組み、体制づくりの活動を行ってまいりました。

金沢小学校がこの地域のコミュニティーの中心ということで、その小学校を拠点と位置づけまして、主な事業としましては、地域の住民の集まり、それから村フェス、これはイベントですね。そういったものを開催し、施設の活用、それから地域の皆さんの交流が図られ、活性化につながったということで、市としてもそのように認識してございます。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今ありましたけれども、どうしても小学校というのは昔の地域のコミュニティーの中核だというようなことがありまして、なかなか再利用するときにいろいろ制限がかかるのかなと思っているところです。

それが昨日、堤議員の一般質問で、新たな3つの小学校の廃校に影響しているのかなという感じをしたわけでございます。そういう面では、これから小学校の廃校を活用するかについて、いろい

ろ議論する大きな課題なのかなと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

(3)の未利用公共施設の再利用及び売却に関する方針について伺います。

未利用施設を分類すると、小中学校の廃校とか、公民館、文化会館といった文化施設と、清掃センターとか、そういう環境施設に分けられるのではないかと思います。

再利用や解体、売却など、どのような方針を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 再利用とか売却とか、そういう方針ということなんですけれども、こちらについては、平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画、こちらの中で、廃止した施設でも安易にほかに転用するというようになってくるとコスト的には全然下がらないということになるため、本当に必要なもの、真に必要な用途に転用ということ、そういうものがないような場合は売却、あるいは除却というような方針になっております。

そのような点を踏まえて、真に必要なものかということで、まずは市役所の中で使うものを検討して、市役所で使わない場合、地元でも使うかどうかということも確認した上で、使わない場合には民間に広く利用についての照会をかけて、それでもない場合には解体、除却という方向になるというものでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今ありましたように、まずは地域で使えるかということ、そして市役所で使えるかということですね。それで使えなければ民間に売却というようなことでございますけれども、やはり一番いいのは、確かに市役所であった

り地元で利用するのがいいんじゃないかなという感じはしております。ただ、実際にはなかなかそういうふうにはいかないだろうということであります。

廃校等、地域住民は利用しているということで、売却等については請願もかかるのではないかなと思っているんですが、地域住民の利用と売却とかという、その2つの手法についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 地元で使っていると、廃校だと特に地元で使っているものについての売却等の考え方ということでしょうけれども、別に使っているものというものについては、やはりそちらの利用が優先になるのかなと思っておりますけれども、現在、特に廃校、こういうところについては、別に利用といってもなかなか地元で単発的に使うという程度のものということで、売却とか貸与、別な民間に貸与というところも考えていなくちゃいけないという中で、実際に現状として廃校跡地で残っているもの、寺子小学校、金沢小学校というところがありますけれども、ここについては指定避難所であったり選挙の投票所というものが指定されています。

指定避難所については、箒川よりも西側、あるいは那珂川より東側、大きな施設がないということで寺子小、金沢小を使っているという状況なんですけれども、実は私、以前教育部長でいたときに、平成30年度なんですけれども、学校の跡地活用ということで県外で民間にうまく利用してもらおうというようなことでの研修会、勉強会、サウンディング調査の勉強会がありました。そのときに、民間の事業者も来ていた中で条件的なところの話をしたところ、やはり全部が一体で民間とし

ては使えるというのが理想だと、いつ何どき避難所として貸してくれ、あるいは選挙があるから貸してくれというところで、ある程度縛りがあるというとなかなか使いづらいんだよねという、そんな話は受けました。

そういうようなところもありまして、なかなか市のほうでも民間に売却とか貸与というのがスムーズにいかない部分もあると思いますので、こういうところの課題の整理というものが、どうやっていったら民間に貸与、あるいは売却できるかというものは課題として整理していかなくちゃならない部分だと思っております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今部長から答弁ありましたけれども、やはりそこが一番問題だろうと思っています。そういう面では、ある程度方針を決めて、この売却に取り組む必要があるのかなと思っていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、清掃センターなど解体を計画している施設もあるかと思えます。

解体する施設は幾つあり、解体費用はどの程度になると見積もっているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 現状で解体、全く使っていないというところで解体を予定している施設というものは、塩原の清掃センターであったり、埼玉の清掃センター、これも一部書庫としては使っておりますけれども、ほぼ使っていないというような状況なんですけれども、そういうような施設が幾つかちょっとあるというような状況になっています。

そのような中で、解体費用幾らかということなんですけど、実際に試算というものはしていないよ

うな状況にはなっていますけれども、かなり施設解体する費用がかかるということは頭の中には入れておかななくちゃいけないかなと思っております。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今ありましたけれども、解体費用、非常に今セメントの、コンクリートなんかの解体費用も上がっているというような話もお聞きしています。そういう中で、まだ試算をしていないということですが、参考までにお聞きしますけれども、現在、旧黒磯図書館の解体を行っているということでございますので、黒磯図書館の解体費用がどのぐらいかかるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） お答えいたします。

黒磯図書館の解体工事につきましては現在行われておりまして、今月中では終了する予定でございます。

解体費用につきましては、現在のところ7,300万円程度を予定しているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今お聞きしましたら7,300万円と、ちょっとした建物と同じぐらいの費用がかかるのかなと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、今あったように、この解体費用を含めて今後の解体計画みたいなものをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 今後の解体計画ということなんですけれども、こちらについては財政的なところもやはり考えていかなくちゃいけないと。

今、黒磯図書館、7,000万円からというところなんですけれども、全体的にやはり多額の費用がかかってしまうと。何か新しく造るのであれば費用がかかったとしても、その後活用というのがあるんですけれども、除却して何もなくなっちゃうというようなどころについて多額の費用がかかるというところについては、財源的にこれは補助とかそういうものもないんで、市である程度は確保していかなきゃいけないと。

そのような中でも、公共施設等総合管理計画、これを以前つくった中で、30年計画である程度コストの削減とかを目指すよというところで、議員の皆さんからも、これ、本当にできるのかと、絵に描いた餅じゃないのかということでもかなり言われてはいましたけれども、この計画をつくったことによって、財源として使えるものとして公共施設等適正管理推進事業債と、これ、起債なんですけれども、こういうものが国のほうで使えるよという制度があります。絵に描いた餅かもしれないんですけれども、その計画があることによって使えるというもの。ただ、あくまでも起債なんで、借金ということになりますので、その起債の償還なども含めた中で、財政的などころを考えながら計画はつくっていかなくちゃいけないかなと思っています。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 今、借金であるけれども、起債でもやらなくちゃならないものはやるというような話がありました。

やはり、だんだんと古くなると地震で倒れて周りに影響を及ぼすようなこともあるんじゃないかと思っていますんで、そういう面では、ある程度計画を立てて解体をするというものも必要かと思えます。そういう面で、老朽化度合いをしっかりと見極めながら解体計画というのをつくったほうがよ

いんではないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、(4)の方針及び取組により再利用となった施設はあるのかについて、再質問したいと思います。

旧戸田小学校は就労継続支援B型事業所がカフェ北風と太陽として利用しておりまして、今ART369の事業のポイントとしてもなっております。経済効果も発揮しているのではないかと考えているところでございます。

利用者の募集など、どのような取組を行ってこうなったのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） お答えいたします。

旧戸田小学校の利活用の取組という御質問だと思いますけれども、こちらは平成25年末に廃校をした旧戸田小学校、こちらが平成30年から社会福祉法人に貸与しまして、御案内のとおりカフェやアートギャラリーとして利活用しております。

このときの利用者の募集ということで、学校跡地を庁内で横断的に検討する検討会を庁内で立ち上げまして、プロポーザル方式で事業提案型の募集を採用させていただきました。その中で募集要項の選考基準の1つに、周辺の環境への配慮、それから地域雇用の創出、それから周辺地域への波及効果、また地域資源の活用ということで選考基準の中に入れてさせていただきました。地域に貢献できる事業者をターゲットにした取組を行って現在に至るところでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） 本当に、やはりプロポーザルで募集しまして、こういう形でやったというのが大きな成果を生んでいると思いますけれども、いつも感じているのは、それ以降、ただこれも平

成25年から平成30年と5年かかっているんですね。非常にやはりその期間中に施設の老朽化が進んで、かなりあそこを改修するのに大分苦労したという話を聞いています。

そういう中では、それ以外の施設もこのプロポーザル事業みたいな形で募集しているのかなと思うと、あまり動きがちよっと見えないというようなことでありますので、今回の次のスタンスで仕事しっかりとお願いしたいと思っていますけれども、これ以外にも旧関谷郷土資料館も再利用となったよい事例ではないかと思っています。12月議会で、特定非営利活動法人の関谷もみじの郷に無償譲渡することが議決されたわけでございます。そば屋を設置して地元の農産物や郷土食を提供し、塩原観光の拠点の一つになることが期待されております。

この無償譲渡に関してどのような経緯で行われたのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） 旧関谷郷土資料館の無償譲渡の経緯ということでお答えをいたします。

旧関谷郷土資料館につきましては、平成6年度に建築しまして、その耐用年数24年が経過したところで、平成30年にその利活用についてまず庁内で照会をしました。その後、地元の説明、それから照会をおかけしまして、市全体の照会をさせて、その中で地元で発足しました関谷もみじの郷運営協議会というところに令和2年4月に貸与いたしました。その後、令和2年11月に運営協議会から建物の無償譲渡の要望書が提出されております。

この無償譲渡に向けた公共性、それから今後の利活用、費用面について検討いたしまして、その後、協議会は令和3年7月に特定非営利活動法人

化をしまして、その定款にもこの資料館を保存していくために、議員も先ほどおっしゃってました地元の食とか歴史とか文化など、魅力ある地域資源の情報発信、産業観光の振興がうたわれておりまして、地元食材を活用したおそばの提供とか、それから定期的に郷土の民話を語ったり、そば打ち教室を実施しているというところでございます。

その中で、本市としましても、法人化されたということで公共性、それから地域資源の情報発信等と利活用ができる、費用面についても、今まで市が支出していた土地の賃借料の負担の軽減にもなるというところから、令和3年12月の市議会定例会議で上程しまして、建物の無償譲渡について議決をいただいたというところでございます。

現在、所有権移転の登記に向けた準備を進めているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） ありがとうございます。

3年前の一般質問でも、この郷土資料館、かなりしっかりとした建物なんで、再利用を何とか考えたほうがいいんじゃないかというような要望をさせていただいたんですけども、それが無償譲渡という形でありますけれども、非常に市民の方も、ああ、うまく使ってくれたなと納得しているのではないかなと思うんですね。そういう面では非常にいい対応だったのかなと、私も思っております。

それでは、(5)の未利用公共施設の再利用及び売却の加速化に向けた具体的方策及び組織体制についてお伺いいたします。

3年前の質問でも、未利用公共施設の再利用と売却については、各部署ではなくて専門の部門で取り組むことを提言したところでございます。

今回、組織改編で、企画政策課に資産活用や土地と建物の活用に関する企画立案や調整を総合的



に所管するところを設けてというようなことでございますけれども、具体的にどのような部署を設置するのか、またどのような体制になるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 令和4年度にどのような部署になって、どのような体制かということなんですけれども、部署的には今企画政策課という部署が設置してあります。その中の行政経営係の中でこの仕事をやっていくというところで、新たな部署の設置とか組織を直すという形ではありません。

ただ、将来的にはこういう資産活用というものを含めた中で、新たな組織を設置して検討しなければならない事項だと思っていますので、今後の組織の見直しのときに考えていくということで、令和4年度、まずはその係の中の仕事ということで位置づけたというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） やはり売却というのと、一つの消費者というか、企業とかいろいろあると思うんですけども、それを一括してやるというのが重要なことかと思えます。それは継続的な働きかけが実を結ぶのかなと思っています。プロポーザル事業にしても、やはりそういう部署でやるからこそ継続的に進むのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ちょっと廃校のことについて説明しますけれども、県の教育委員会では廃校になった校舎の再利用の状況を調査しておりまして、2002年から2018年までに廃校となった学校は136校、小学校が89校、中学校が30校、高校17校で、校舎が残っている学校は123校、8割の104校が再利用されているとのこと。

利用形態別には、スポーツ施設が60校で、サークルや講座施設が13校、市庁の支所、公民館等が14校、企業の工場や事務所が9校ということでございます。

近隣の市町村の廃校の歴史を振り返ってみますと、廃校が出始めた頃はスポーツ施設とか公民館などの公共施設として再利用されてきました。また、都市と農村との交流や農業体験ができるグリーンツーリズムの拠点として活用する事例が注目された時代もあります。塩谷町の星ふる学校くまの木とか、茂木町の昭和ふるさと村、本市の田舎ランド鳴内などであります。

美術や公園に活用する廃校も注目されて、那珂川町の小口小学校のもうひとつの美術館とか、さくら市の旧穂積小の木工館などがあります。

また、福祉関係で利用するというのがありまして、社会福祉法人が活用する事例がかなり多くありまして、大田原市の旧蜂巢小学校跡地のh i k a r i n o c a f eとか、今日お話ししました旧戸田小学校の北風と太陽のカフェとか、こういうものがあります。

そのほか、農福連携の事例もありまして、大田原市の旧川西中学校跡地では、マルホ建設が障害者を雇ってトウガラシ乾燥の作業場や事業として活用しているという状況です。また、那須町の旧朝日小の跡地は、那須まちづくり広場の名称で、カフェとか、地元の特産品を販売している直売所を設置するとともに、高齢者住宅を設置して、あと介護施設を設置しまして、包括ケアのコミュニティスペースにしているということで、現在でも少子高齢化に対応した先見性の高い取組なのかなと思っています。

こういうふうな公共的な施設も行われたわけなんですけれども、だんだんと取り組む内容が減ってきてまして、最近では企業の工場とか事務所として活

用するというこも増えてきています。

佐野市の旧野上小の跡地では、民間企業プレストがキノコのキクラゲの生産工場として、さくら市の旧金鹿小跡地では、農業生産法人の和みの杜がサツマイモの干し芋の生産工場として、那須烏山市の旧興野小では、産業用ロボットの設計製作を行うアヤラ産業が事務所にしているとか、那珂川町の馬頭東中学校では、木材生産工場とかバイオマス発電所として利用されているというようなことをごさいまして、様々な利用法があるということす。

そこでお聞きしますけれども、現在の小中学校は今冷房施設を設置しているとともに、GIGAスクールとかということで対応するためにWi-Fi等も設置しているということをごさいまして、今後お店として利用することも可能であります。また、体育館はオープンスペースとしてフィットネスクラブで利用したり、グラウンドはスポーツで活用することも可能であります。どうしても活用することができなければ、今回新電力会社もできたというふうなことで、ソーラーパネルも設置の一つの方法かなと思っています。

市としては、この廃校を含めまして、これまでの施設の利活用をどのように取り組むのかをお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） 廃校の利活用ということすけれども、今の新型コロナウイルス感染拡大によって働き方が変わってきてまして、テレワークが進んで、議員おっしゃるとおり、廃校のオフィス利用なども様々な利用形態があるというふうには感じてごさいます。

廃校については、地域の核となっていた場所だと思いますので、当然指定避難所とか、それから

防災ヘリ等の緊急離発着場といった非常時の施設の側面というもごさいますので、これから民間の利活用も含めまして、地域の活性化につながる有効な利活用を地域や関係者と協議して取り組んでまいりたいというふうにごさいます。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） ありがとうございます。

未利用施設というのは、利用することによって地域活性化の大きな資源になるのではないかと思っています。

最後に、市長にお伺いしたいと思っていますけれども、分散とかゼロカーボン、またDXの改善策になることも考えられるのではないかなと思っていますけれども、この未利用施設について、市長としましてどのように御指導いただくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 冒頭、小島議員がウクライナの話しされていきました。やっぱり安全な原発というのはないんだなというのはつくづく思っています。私も参議院時代、本当に福島県だけじゃないわけですよ、3.11。我々も苦しんだわけですよ。参議院のときに様々な取り組みさせていただきました。震災復興特別交付税で、福島県と比べると差別的な扱いを受けている除染メニューを少しでも増やせないかと、おかげさまで震災復興特別交付税のほうで、完璧じゃないんですけども多少はつきました。私は福島県外の放射性指定廃棄物、これ、参議院で最も質問しました。これは議事録見れば分かるんですけども、ようやく10年たって指定廃については暫定集約、それから福島県含めた5県の食品の農産物の輸出規制、台湾で全部じゃないですけども緩和されて、ようやく始まったばかりなわけですよ。ただ、国会議員の中に

は、もちろん脱原発の人もありますけれども、推進派の人もあるわけですよ。もう手元にバケツに水張って行ってぶっかけたいぐらいですね、本当に。やっぱり脱原発というのは、カーボンニュートラルというのは、ゼロカーボンというのは、これはファッションとかじゃなくて、人類が必然として歩むべき道だなというのはつくづく思い知らされました。

ちょっと質問のほう答えたいと思いますけれども、かなり那須塩原市も廃校、すごく非常に人気高いです。特に一番高いのは寺子小で、これは大体見せるとすばらしいですねという話になりますね。いろんな方、僕が覚えているだけで三、四件ぐらい来て、海外の超名門校とかも視察来ていますし、それからラボにしたいとか、研究室、何か実証実験をしたい、太陽光とか実験したいとか、幾つか来ました。ただ、どうしてもちょっといろいろ条件が合わなくて残念なことになっちゃいましたけれども、来るたびに、この廃校だけじゃないですよ。はっきり言って、塩原板室にある、地名言ったらあれかもしれないですけども、赤字物件、毎年1億円垂れ流しの赤字物件も、社長さん来るたびに、どうですか、どうですかと言って見せて、この週末も何か上場企業の社長様がわざわざ見に来られるらしいんですけども、来るたびにPRしています。はっきり言って、赤字物件については、赤字物件はちょっと質問じゃないですけども、もう1億円やってもいいから、欲しい人はやっていいと。そしたら、もう2年でペイできるわけですから。そのぐらい、もう来るたびに那須塩原市の物件、案内しております、なかなかちょっとやっぱり民間とかいっても、もうはっきり言って価値あるところだったら、黙っていても民間来るわけですよ。来ないわけですから、やっぱりそれはしっかり今後もPRをしていきたく

いと思っていますし、本当にいいもう廃校、大人気なんです。ただ、地元の方の思いもありますから、うまくできるようにこれからも努力したいと思っています。

○議長（松田寛人議員） 9番、小島耕一議員。

○9番（小島耕一議員） どうも市長、最後に意気込みありがとうございました。

非常に重要なことかと思っています。廃校はやっぱり地域の核であったということが今でも残っていると思います。それが今回の新しいコロナの中でも、地域の広がりを持った再利用、再活用に進むことをお願いしまして、祈念しまして、一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） 以上で、9番、小島耕一議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

会議の再開は2時30分です。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（松田寛人議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 森 本 彰 伸 議 員

○議長（松田寛人議員） 次に、7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 午後最後、本日最後の一般質問となります。

那須塩原クラブ、議席番号7番、森本彰伸、通告書に基づき市政一般質問を行います。

1、高齢者のみの世帯への支援について。

社会の高齢化は今後避けることのできない問題です。本市の第8期高齢者福祉計画にも、令和2年27.5%だった高齢化率が令和7年には29.7%、令和22年には37.6%となることが予想されています。

核家族化も進み、若い世代の人たちは独立した世帯を持ち、那須塩原市内でも高齢者のみの世帯は増えていく傾向があります。

高齢者のみの世帯では、ほかの世帯にはない特有の問題があり、通常の生活を送ることに困難を伴うケースが多く考えられます。

誰一人取り残さない市政運営のためには、高齢者のみの世帯には不自由なく暮らすために特に行政の支援が必要なことから、以下のことについてお伺いします。

(1)高齢者世帯の見守り体制についてお伺いします。

①地域包括支援センターの役割について。

②コミュニティの役割について。

③自治会への支援について。

④別居の家族との連携について。

⑤生活困窮者支援について。

⑥デジタル技術の活用について。

(2)情報の取得支援についてお伺いします。

①市からの情報通達について。

②特殊詐欺対策について。

③デジタル支援について。

④災害時の避難情報伝達について。

(3)移動支援についてお伺いします。

①タクシー券の利用状況と促進について。

②公共交通の利用促進について。

(4)高齢者のみの世帯の要支援、要介護者への支援の工夫についてお伺いします。

(5)新型コロナウイルス感染者の把握と支援方法

について伺います。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 高齢者のみの世帯への支援について、順次お答えをさせていただきます。

初めに、(1)の高齢者世帯の見守り体制についてお答えをいたします。

①の地域包括支援センターの役割についてですが、高齢者の状況を把握するとともに適切なサービスを紹介することによりまして、解決のための支援につなぐことを役割として、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心に定期訪問を実施しているところであります。

②のコミュニティの役割につきましては、住民同士が相互に協力し、日常の中での目視や声かけによって見守りを実施していただくことなど、高齢者の安否確認や孤立防止に大きな役割を果たしていただいていると認識しております。

③の自治会への支援につきましては、市内15か所の公設公民館に地域支え合い推進員を1名配置し、コミュニティや自治会に対する見守り組織の立ち上げに対する支援や働きかけを行っております。

④の別居の家族との連携につきましては、民生委員が該当者を訪問しながら作成する高齢者世帯票、または独り暮らし高齢者票を共有いたしまして、同居していない家族の把握をし、連携を図っております。

⑤の生活困窮者支援につきましては、コミュニティや自治会において形成していただいております見守り組織などが定期的な目視や声かけを行い、安否確認などを行っております。

⑥のデジタル技術の活用につきましては、情報

通信技術の活用により高齢者世帯の見守りツールの一つになる可能性のあるものと捉えておりました、今年度実施しているフレイル検知実証実験、このようにコロナ禍で高齢者宅へ戸別訪問が難しい状況であっても、デジタル技術により地域包括支援センターの活動を補完するなど、高齢者の見守りに活用できるデジタル技術の機能や使い道について、今後調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の情報の取得支援についてお答えをいたします。

①の市からの情報通達についてですが、広報なすしおばらにつきましては、自治会に加入しておらず、また最寄りの公共施設まで取りに行くことが難しいという世帯に対して、無料で郵送するサービスを行っております。

②の特殊詐欺対策につきましては、自治会等の生きがいサロンや公民館の高齢者向け講座などを通じまして、特殊詐欺に関する情報提供や注意喚起、特殊詐欺撃退機器貸与制度の説明などを行い、高齢者の特殊詐欺被害の防止と防犯意識の向上に取り組んでおります。

③のデジタル支援、こちらにつきましては、公設公民館などでスマートフォンやSNSの利用に関する講座を開設しており、操作方法や知識習得の場の提供に努めております。

④の災害時の避難情報伝達につきましては、災害時に市が発出する避難情報について、現在みるメール、公式LINEのほか、携帯電話各社の緊急速報メールや自治会長等への電話連絡などで周知を行っております。今後は防災ラジオを導入するなどし、迅速な避難行動につながるよう支援をしてまいります。

次に、(3)の移動支援についてお答えいたします。

①のタクシー券の利用状況、促進についてであ

りますが、今年1月末現在の実績といたしましては2,635件、枚数といたしましては17万7,119枚のタクシー券を交付しております。このうち利用された枚数は9万8,995枚で、利用率は55.9%となっております。助成した金額は合計4,949万7,500円あります。

促進につきましては、広報なすしおばらやホームページへ掲載するほか、民生委員や関係機関に協力をお願いいたしまして事業を周知していただいております。

②の公共交通の利用促進につきましては、ゆーバスではほかの公共交通機関との乗り継ぎ時間の短縮、ゆータクでは相乗り時に利用できる区域外乗り場の設置を行っております。また、ゆーバスのノンステップバスによる運行や、ユニバーサルデザインタクシーの導入補助を行い、利便性の向上と利用促進を図っております。

次に、(4)の高齢者のみの世帯の要支援、要介護者への支援の工夫についてお答えをいたします。

地域包括支援センターや民生委員といった関係機関や関係者と情報を共有いたしまして、高齢者の健康状態などに変調があった場合の早期発見、各種サービスの申請代行など、それぞれに合った工夫を継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） 新型コロナウイルス感染者の把握について、私から答弁します。

御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症は指定感染症でございます。市には一切の権限がございません。したがって、県北健康福祉センターにより行われております。そうしたわけで、当初の頃は我々も全く知れないと、ニュースを聞いて、ああ、うちも出たんだというレベルでした。

ただ、昨年10月ようやく新型コロナウイルス

ス感染症自宅療養者等に関する個人情報の提供に関する覚書を締結しまして、今は必要な情報は提供されるようになっていますが、毎日丁寧に何か来るわけではないです。

一方で、それだけではなくて、我々もということで、これはおとしの9月に県で初の人権条例づくりしました。那須塩原市新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例ということですが、それに基づいて相談窓口を設けておりますので、相談窓口で御心配な方、いただいたのは把握しております。

それから、買物代行サービスを使う場合も、これは当然把握していますし、あと見舞金いただくときも申請してもらっています。それとあと、要は感染者の家族が市独自のシステムで宿泊地に泊まる場合、それもたしか把握できているので、今はそうした方法で把握しております。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 御答弁いただきましたので、随時再質問のほうを進めていきたいというふうに思います。

まず、(1)の見守り体制の中で、地域包括支援センターなんですけれども、市内に8か所、地域包括支援センターがあるんですけれども、西那須野地区に2か所かな、塩原が1地区で、あとが黒磯だったかと思うんですけれども、エリアによって多少ちょっと件数には偏りがあるのかなというふうな私は印象を受けているんですけれども、それぞれ施設の人員、これは足りているのかなというのをちょっと心配しているところでありまして、例えば地域によって、施設一つ一つによって、人員の配置数とかというのを変えたりとかしているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 地域包括支援センター、こちらを設置するに当たりましては国の基準がございます。この基準によって設置をすることとなっておりますので、基準に基づいて市のほうでも設置しているということですが、エリアについては、本市の場合、日常の生活圏域、これを10圏域、こちらに分けて、社会福祉法人、医療法人に業務を委託することによって、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、市内8か所に地域包括支援センターを設置しているということでございます。

日常生活の圏域、こちらにつきましては、地理的条件とか社会的条件、そういったものによって総合的に勘案して設置することとされておりますけれども、具体的にはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域になるよう、あるいは目安としての人口として、2万から3万の人口に1か所と、また別な見方で、中学校区、これに1か所というような形で設置するようというような基準があるということでございます。

これに照らして市の地域包括支援センターの設置数というふうになりますと、4か所ということになるかと思えます。ただ現在は、先ほどから申していますように8か所設置しているということで、これは県内の他市町に比べましても多い状況と。地域が広いということもあるのかなとは思いますが、それにしても多い状況というところからして、より地域に密着した、きめ細やかな支援を展開してあるというふうにも市でも考えているということに基づく設置だというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 基準はそのとおりだと思うんですね。ただ人口で考えたときに、例えば黒磯で7か所、西那須野で2か所という、ちよ

とバランス的にどうなのかなと私は感じたんですけども、というのは、例えばケアマネジャー1人でたしか担当できる利用者さんというのは大体50人だったかなと思うんですけども、ちょっとごめんなさい、間違っていたらあれなんですけれども、そういうたしか基準があるんですね、それ以上はやっちゃいけないという。そうなった場合に、人口の多い地域に数が少ないということになってくると、1人の例えばケアマネジャーさんが担当できる人数がオーバーしちゃうとか、そんなことが起きないのかなというのがちょっと懸念していたところでもあります。

確かに、周辺市町と比べても那須塩原市に地域包括支援センターが多いのは私も承知はしているんですけども、そう考えたときに、その人員、その場所、施設の数ではなくて、人員としてそれぞれそういう困っているようなところというのはないのかということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 人員的にも、先ほど申しました基準については当然クリアしているということですし、4か所で基準からいけば足りるところを8か所ということは、人員的にも十分満たして対応してきていると、このように認識しているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 安心いたしました。引き続き、地域包括支援センターの方にもしっかりと見守りのほう、頑張っていたきたいなというふうに私も感じるところであります。

続きまして、②番のコミュニティーの役割の部分なんですけれども、公設公民館においてコミュニティーが組織がされていて、その中でいろいろ

な事業を行っていると思うんですけども、この事業内容というのは、市としてはどれぐらい把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 市内に15か所の公設公民館があるわけなんですけれども、そこに先ほど答弁でも申し上げました地域支え合い推進員、こちらがコミュニティーや公設公民館と情報を図りまして、見守り活動に関係する事業内容の把握に努めているというところでありまして、地域支え合いの推進員からの報告、それからコミュニティーの総会資料など、市の担当課のほうにも活動内容が届いておりますので、それらから把握をしているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 地域支え合い推進員ということなんですけれども、地域支え合い推進員は市の職員ということでよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 地域支え合い推進員は市の職員ということではございません。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） そうしますと、どういった立場の方になるのでしょうか。お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 市のほうから公民館区ごとをお願いをして、委託をしている方ということになるかと思えます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） その方が文字どおり地域の支え合いを推進しているんだと思うんですけども、そういった報告というのはどのぐらいの割

合でというか、年に1回の報告でしょうか、それとも何回かあるのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 年に何回、決まって1か月に1回とか、そういった形であるものではありませんで、必要に応じてといいますか、そういったことで情報をいただいているというところかと思えます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） それでは、市のほうでいろいろ事業をそうやって把握されているということなんですけれども、高齢者が孤立しないための事業、安否を確認するための具体的な事業なんというのはどんな事業があるのかをお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 高齢者の孤立防止、安否確認のための事業といたしましては、地域における見守りというのがありますけれども、そのほかいきいき百歳体操、これが対話の場ということで行っておりますので、そういったところも有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 百歳体操とかというのは、私としては自治会でやっているイメージがあったんですけども、公設公民館でも結構やられているところが多いのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） やっていただいているのは、自治会を中心にやっているところがほとんどだというふうに思います。ただ、公民館を場所として提供してやっていただいているところが

多いのかなというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 場所によって違うという部分もあると思うんですけども、特に公立公民館、コミュニティーに対しては、地域の住民の関わり方というのがすごく重要なのかなというふうに私も感じているところで、しかもエリアによってちょっと温度差があるというか、積極的に公設公民館、コミュニティーに対して参加している地域と、そうでない地域があるのかなというふうに思うんですけども、市から住民にこの公設公民館、コミュニティーの活動に対して協力をお願いするようなことというのは行われているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 今議員のほうもおっしゃいましたように、コミュニティーの規模や社会的条件などによりまして、住民との関わり合い方というのにはかなり差があるといいますか、そういったことは市のほうとしても認識しております。

そうしたことから、先ほどから出ております地域支え合い推進員、こちらがコミュニティーの役員会など、そういったところに足を運びまして、見守り組織の重要性、あるいはその必要性、そういったものを説明いたしまして、立ち上げのための支援や働きかけを行っているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） コミュニティーのことに関しては、ある程度理解させていただきました。

続きまして、自治会のほうに入っていきたいんですけども、これ、エリアによって結構関わり方、自治会と公設公民館、コミュニティーの分け



方というか、その関わり方がかなり差があると思うんで、ちょっと私の感覚でしゃべっちゃっているところもあるかなとは思うんですけども、自治会のほうでは、先ほど私も百歳体操を行ったりとか、いろいろな事業を行っていると思うんですけども、公設公民館の場合はやはり市の施設という部分もあって、そういう事業把握とかできていると思うんですけども、自治会で行われている、例えば自治公民館で行われている、そんな高齢者への見守り事業、または健康維持事業的なものというのは、市としてはどのような形で把握されているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） こちらについてもコミュニティのときと同じように、市内15か所の公設公民館に配置している地域支え合い推進員、こちらからの情報、これによりまして見守り活動に関する事業内容など、中心に把握をしているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 自治会の場合は、例えば自治会長連絡協議会とかそういう組織もあるんで、そういうところうまく利用してというか、うまく連携してそんな把握をできるんじゃないのかなというふうに私としては思うんですね。もちろん推進員の方からの報告というのものもあるとは思いますが、事業の内容であつたりとか、お困り事だつたりとか、そういうものというのはそういう組織、連絡協議会とか、あとは自治会長さんたちからとか、そういうところから聞くという方法もあると思うんで、もちろん推進員さんたちからの報告というのも重要だと思うんですけども、そんなところもぜひ活用していただけたらというふうに思いますんで、これは今後のためにお願

いしたいなというふうに思います。

続きまして、私もちょっと以前質問したことがあるんですけども、去年の9月定例会議で林議員から避難行動要支援者支援制度の質問がありまして、いろいろ課題があるということが浮き彫りになったのかなというふうに私はあのときも思っております。

それで、避難行動要支援者支援制度というのは、自治会のほうで例えば特に自主防災組織とか、そういうところがあるところが特に動いているのかなという気がしています。そして、これは本当に命を守るために大変必要な事業かなというふうに思うんですけども、地域の取組方、それによって大きな差があると思うんですけども、例えば名簿の作成であつたりとか、計画の作成であつたりとかで、各自治会のインセンティブのようなものを渡すようなことというのはやっているのか、または考えられるかということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） こちらについても、議員おっしゃいましたように自治会によって随分差があるというのは市のほうでも認識をしているところで、取組に向かつてのすごく課題だなというふうに捉えているところはそれとおりに思いますが、一方で、何らかのインセンティブを与えて組織するものなのかなという疑問といたしますか、そういったところもちょっと考えているところで、現段階では何らかのインセンティブによって取り組んでもらおうというふうには考えてございませんけれども、他自治体の事例なんかも収集し、参考にさせていただきながら、ちょっと調査研究をさせていただければというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） これは労力的とかにもかなりのものだと思うんですね。それぞれの避難行動要支援者の把握をして、その名簿をつくって、それぞれの方に対して計画を作成して、その方をサポートする、例えばたしか1人につき2人だったかな、避難行動要支援者1人に対して2人のサポート、有事の際にサポートする人というものを指名してという形で、かなりの大変な事業です。

実際、私の住んでいる地域でも、大分その名簿も作成されまして、計画もほぼほぼできているような状態だとは思いますが、それはそれは大変な労力、そして手間のかかるものだと思うんですね。それを考えると、ある程度インセンティブ的なものがあるといいのかなというふうに私はちょっと思っております。

そして、ただそれをするのは、やっぱりある程度組織力、ある程度大きな自治会じゃないと厳しいところがあると思うんですね。それをサポートできるのは、多分今15施設あるコミュニティーであったりするのかなんていうふうに思っています。例えば、コミュニティーが中心で自主防災組織的なものをつくるか、または避難行動要支援者の支援制度のをすとかそういう、自治会をサポートしていくという意味でも、公設公民館であったりかコミュニティーというものはサポートできるのかなと思いますので、ただ自治会に、はい、こういうことがあると要支援者、高齢者の方たちとか障害者の方たち助かるんで、ぜひこの事業を行ってくださいと言うだけではなくて、どうやったらその事業が自治会ができるのか、そこまで考えてぜひ提案をしていただきたいんです。どうも丸投げ感がちょっとしてしまうところがあって、ぜひそのサポートの部分というのをちょっと考えていただけたらなというふうに思っています。

すんで、そこはちょっとお願いをさせていただきたいなというふうに思います。

そして、また林議員の質問の中で、避難行動要支援者で自治会に加入していない方、この方への支援は今後の課題で検討するというようなことを答弁があったかと思うんですけれども、どのような検討が今されているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 避難行動要支援者名簿、こちらにつきましては自治会のほか警察、消防、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他の福祉事務所と情報共有しているというところでありまして、今後連携を強化いたしまして支援体制を構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 特に高齢者のみの世帯だと自分から、若い人がいれようちにはこういう人がいるんですよ、だから助けてくださいということが言いやすかったりとかするのかなと思うんですけれども、高齢者のみの世帯だとどうしても表に出にくいというか、分かりにくかったりする部分があると思うんですね。そういう部分も含めて、この要支援者問題というのはこれからもう少し、公助の部分です。そこをうまく、自助、共助はすごくよく分かるんですけれども、公助の部分というものに、今公助はなかなかいかないから自助、共助に期待します的な風潮が確かに多いんですけれども、あえてここは公助がやっぱり、公助によってサポートしていくという形をつくらないと、自助、共助だけに頼るとい部分ではちょっと厳しいのかなという気もします。特に大きくない自治会であったりとか、そういうところで、コミュニティーでもあまり積極的に住民が参加して

いないところで、本当に避難するときに問題がある人をサポートしていくというのはちょっと難しいのかなと思うので、公助の部分というのを少し考えていただければなというふうに思います。

続きまして、④の別居の家族との連携のところをちょっと聞いていきたいというふうに思います。

別居されている家族、高齢者のみで家族がほかにいないという方もいると思うんですけども、例えば都会に息子さん夫婦がいますとか、そういう方とかいると思うんですけども、市のほうに高齢者の見守りについて相談があったりするということはあるのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 市のほうに家族から相談があるケースもございますし、また地域の方、地域住民、そういった方からの相談もあるケースもございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 地域の方からの相談というのは、恐らく民生委員の方とか、そういう方とかが多いのかなというふうに私も想像するんですけども、民生委員の方々というのは、例えば相談なくても、ここは例えば高齢者のみの世帯だよねといった場合に、アウトリーチ的というか、能動的にそういう高齢者のみの世帯に行って相談を受けるといったようなことをされているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） ちょっと先ほども申しましたが、地域住民からの情報提供があった場合など、対象世帯から相談のみだけではなくて必要と判断した場合は、出向いて相談受けるというようなことも行っております。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 了解しました。民生委員の方々の熱心な活動には敬意を表したいなというふうに思います。

続きまして、⑤番の生活困窮者ということで、高齢者世帯で生活困窮状態にある世帯というものもある一定数あるかと思うんですけども、その困窮状況というのは市のほうでは把握されているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 民生委員や地域住民、あるいは地域包括支援センター、そういったところから情報提供、そういったところがきっかけとなるケースもございますけれども、生活困窮者の把握、これは基本的には世帯からの申出が基本になるというふうに考えてございますので、そういった把握といいますか、調査、これについて市のほうからは行ってないというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 行ってないということなんですけれども、特に高齢者のみの世帯、高齢者の方々は、人に迷惑をかけちゃいけないとか、人の世話になりたくないというような意識の方が私ちょっと多いのかなというふうな印象を持っています。そういう世帯では、本当に困っていても生活保護の申請をしなかったりするということがあると思うんですね。

例えば訪問される方、民生委員もそうですし、あと地域包括支援センターの職員でもそうなんですけれども、そういう方々から、言いにくいかもしれないけれども、生活保護の申請を勧めるようなことというのはあるのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 基本は、先ほど申しましたように本人、あるいはその世帯からの申請ということですが、当然民生委員の方からの紹介によって申請される方、こういった方もいらっしゃると思います。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） そうですね、命を守るという観点からも、多分すごく言いにくかったりするケースが多いかと思うんですね。強がって、いや、そんな人の世話にならないという、そういう高齢者の方もいると思うんで、でもライフラインとして結局生活保護というものがあるわけですから、その仕組みをうまく活用して、高齢者の方々が、特に高齢者のみで住まわれている方だとなかなか表に出にくいという部分がありますんで、そのサポートというものをしていっていただけたらなというふうに思います。

続きまして、⑥番のデジタル技術ということなんですけれども、東京電力パワーグリッドとの試験的なフレイル検知の実験ですかね、これが今月で終了してということなんですけれども、これ、30の方が受けたということなんですけれども、年齢構成はどんなような状態になっていますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 当初モニターにつきましては30人を予定していたわけですが、実際は体調不良とかそういった理由で、計測まで至ったのは26人ということになりました。

年代別には、70から74歳の方が7名、75歳から79歳の方が6名、80歳から84歳の方が9名、85歳から89歳までの方が4名の26名ということでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 分かりました。

70歳以上の方という形になってくるとは思うんですけども、その検知システム、これは1件当たりどのぐらいのコストがかかるものなのか、教えていただいてもいいですか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 種類と申しますか、それによって微妙に違うというようなことで聞いておりますけれども、今あるものを、同じようなものを入れるとすれば、3万円から7万円の費用がかかるということで伺っております。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 今回使ったものというのは、それぞれ世帯によって違うんでしょうか、それとも同じものを使っているんでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 今回の実証実験については、同じものを使っているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） これ、実証実験ということで実験だったと思うんですけども、今後これを実際に高齢者のお宅で使うということになってきた場合に、これを利用する人というのは、このコストは全て自分で負担するようなんでしょうか、それとも補助とか、あとは例えば介護保険の適用になるとか。でも、フレイル予防ですから、元気な方だと介護保険の適用にならないと思うんですけども、補助的なものを考えられるのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 現時点では実証実験、

しかも始まったばかりというところで、これが正式導入できるかどうか分からないという段階です。費用の負担について、検討しているわけではございませんけれども、補助とかそういった制度は現段階では見当たらないので、もし入れるとなれば個人負担ということになるかと思うんですけれども、もしそれが実際に検知できる、そういうシステムが確立できるということになれば、そういったことも考えていかなきゃいけないのかなというふうなことも一方で考えています。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） このシステムというのは、一旦導入すると長期間使えるものですか。というのは、検知システムということは、多分初期費用として3万から7万ということなのかなというふうに思ったんですけども、フレイルを検知するということはどこかにその情報を受けるわけですよ。これ、ランニングコストかかってくるかなと思うんですけども、ごめんなさい、今話聞いていてちょっと疑問に思ったんですけども、これ、ランニングコストとかというのは分かりますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 現段階で、例えば電気料ですとか、保守点検ですとか、そういったことに幾らかかるといったことはちょっと把握してございませんけれども、当然1年とか3年とかという単位で使うわけですので、ランニングコストについても費用はかかってくるものと思います。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） このシステムでフレイルの状況とか、そういうものを受け取るのは、家族が受け取るんですか、それとも例えば地域包括支援センターにモニターを置いておくのかとか、そ

れとも市で把握するのかとか、データの送り先はどこになるんでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） そちらについても、現段階では、例えば市がやったときに市でやるのかとか、どこかに委託するのかとか、そういったことも決まっていませんけれども、当然それを一体的に把握していく、そういったステーションというんですか、基地というんですか、そういったものが必要となってくるというふうには思います。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 実証実験ということなんで、まだ決まっていないことが多いのかなというふうな印象を受けました。

こういう最先端技術というのはいろいろ使えるものがあって、民間でもよくポットでお茶を入れた回数とか、朝、必ずお茶を入れる習慣のあるおばあちゃんなのに、押していないと何かあったんじゃないかといって連絡するとか、そういうものなんかもあるとは思いますが、こういうものを活用することによって、高齢者のみの世帯では、ほかの方、特に独居老人の方とか、なかなか周りの方に健康状態を伝えるというのは難しい部分はあると思うので、こういうものは積極的に活用していくことがやっぱり大切なのかなというふうに思いますので、実証実験で終わらずに実際に本当に活用できるような方向で考えていただけるといいのかなと。まだ、ちょっと具体的な部分あまりにも分からなさすぎる部分があるので、そこをしっかりと詰めていけば使えるのかなと思いますので、ぜひ検討のほうよろしく願いいたします。

次に、(2)情報取得支援のほうの再質問のほうに入っていきます。

個々の無料郵送サービスを利用している世帯というのはどのぐらいあるのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） この無料サービス、受けている世帯というのは2世帯ということになります。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 2世帯ということではちょっと驚いているんですけども、随分少ないんだなというふうに思いました。

自治会入っていないとなかなか回覧板で回ってこないんで、もう少しあってもいいのかなと思うんですけども、これ、周知はどのように行われているのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） まず、この要件が結構厳しい要件になっているんですね。まず、要件としましては、独り暮らしで身体障害者手帳1級もしくは2級を交付受けている人とか、あと独り暮らしで要介護認定5を受けている人、なおかつ、先ほど議員おっしゃったように自治会に入っていないというところで、周知方法ということなんですけど、こういう方なんで、こういう手帳等持っている方なんで福祉課のほうで把握しています。その中で自治会入っていない人という形で分かります。また、民生委員さんなどからの情報というものもあると思うんですけども、まずは市で情報把握している人というところで、特段の周知というものまではしていないような現状でございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 申し訳ありませんが、2世帯というのはほぼほぼ機能していないのかなという印象を私は受けます。どうせあるシステムな

んであれば、せつかくなんでもう少しちょっと要件を弱めるとか、いろいろ方法あると思うんですけども、より多くの方にこの広報が伝わるような方法というのを考えていただけるといいのかなというふうには思います。

もちろん自治会に入ってもらおうという、その部分というのはあると思うんですけども、今、高齢者世帯だと役員ができないとか、自治会費の負担が大きいとか、そういう理由で自治会抜ける方もいらっしゃるんですけど、その辺はもう少し要件を弱めてでも、広報とかというものを情報を発信していくということを考えてもいいのかなというふうに思いますんで、ちょっと検討いただけたらなと思います。

あと、高齢者世帯では、字の大きさとか、読みやすさとか、そういう部分というのは大切な部分になってくると思うんですね。市から通知が来て、私以前ちょっと介護関係の仕事したこともあったんですけども、市から来ている通知が封書そのままレターケースに入っていて開けていない、たまたま見たときにこんな手紙が来ていたとあって、一緒に開けるといふようなことがあるんですけども、例えば封筒の開けやすさであったりとか読みやすさ、もう必ず開けなきゃいけないもの、高齢者に特に絶対開けてほしいものに対して、例えば表に赤い字で必ず開封してくださいとか、そういったような工夫というのはされているのかをお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 確かに重要な書類、必ず開けてほしい書類、こういったものについては、今議員さんおっしゃったような、赤い字で必ず開けてくれと、そういったメッセージというのは必要なのかなというふうに思いますけれども、

現時点で通知の内容によってそういった工夫をしているとか、そういったものはないという状況かと思えます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） だとすると、なかなか開けない人とか出てくるのかなと。私が以前見た、机の中であつたりとか、レターケースに入れっぱなしなんていうことが発生するのかなと思えます。だとしたら訪問する方とかがぜひサポートしてあげて、これはちゃんと読まなきゃ駄目だよとか、一緒に読んであげるとか、そういうふうな優しさがあってもいいのかなと思えます。

そして、市のほうとしては、やはり先ほど申しました読みやすさ、開けやすさ、必ず開けるようにするといった、そういった工夫をすることというのは優しさなんじゃないのかなと思えます。

特に若い人がいる家だったら、おばあちゃん、これ、重要だよと開けてあげてみたりとかすると、思うんですけれども、高齢者のみの世帯だとしても、私も最近ちょっと小さい字が読みにくくなっているときがあると、読むの面倒臭くなるんですよね、やっぱり。そうやってきたときに、ある程度大きい字だったらすぐに読めるということがあつたりとかもしますんで、そういう優しさというものも通知の中にも持っていただけることをちょっとお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、特殊詐欺対策なんですけれども、これ、警察とかと連携しているという部分はあるかとは思いますが、今特殊詐欺を撃退するような電話機とかあるんですよね。例えば、留守番電話がついているというだけでもちょっと違つたりもしますし、録音機能がついているとか、いろいろあると思うんですけれども、そういう特殊詐欺撃退用の電話、これを市で例えば高齢者のみの世帯に提供するようなことはできないのかをお

伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 本市におきましては、電話に取りつけるタイプの特殊詐欺の撃退機器、これを無償貸与ということで平成29年度より実施をしておりますので、それによって対応しているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 安心しました。そういった支援をどんどん広げていただけたらなと思いますんで、そうすることによってそういう特殊詐欺などに遭う方を減らしていくような施策を取っていただけたらと思います。

続きまして、デジタル支援ということで、デジタル機器を使えないことによる情報格差というのが大きいかなと思えます。例えば買物にしたって、ネットで買物できる人は安く買えるけれども、できないとどうしても同じものでも高く買わなきゃいけないということがあつたりとか、逆にネットでの取引によってちょっとトラブルに巻き込まれたりとか、そんなこともあると思うんですけれども、公民館なんかで行われている講座などには、高齢者はかなり結構多くの方が参加されている印象ですか、それともあまりなかなか参加してもらうのは難しい状況なのか、感覚的なものでいいと思うんですけれども、教えてください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 年代までちょっと確認してはいないんですけれども、公民館等、携帯ショップ等に御協力いただきながら、スマホの使い方とか、こういうところを講座としてやっているわけなんです、その公民館というところが、会場というものについては、その地区の方を対象と、

年齢に関係なくそういうものを対象にしているものと、一部、三島公民館でやったものについては60歳以上という年齢制限はやっていますが、そのほかでちょっと会場としてスマートフォン講座やったものについては、地区内の住民という大きなくくりでやっています。参加者の年代まで全て把握している状況にはなっていませんので、その人数についてはちょっと御勘弁いただければと思います。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 人数まではなかなか把握できていないということなんですけれども、事業が行われているというのは、推進員であったりとか、あと総会の使用なんかで把握しているという先ほどの答弁があったとおりでとは思いますが、ぜひより多くの方に参加してもらうことによって情報格差というものをつくっていかれるかと思えますので、伝達方法というか、そこも伝達になってしまうとか難しいところなんですけれども、こういうことをやっていますよということをしつかり推進員の方々とか民生委員の方々からも広げてもらって、デジタル格差というものもなくなっていくっていただけたらなというふうに思います。

災害時の情報伝達に関しましては、先ほどの答弁で大体理解したところであります。いろんな安全、例えば避難行動要支援者とか、そういう部分とかもあるとは思いますが、とにかくこれは災害のときの情報というのは命に関わることで、しっかりと命を守るための施策をしてもらうということで、再質問のほうはございません。

続きまして、(3)の移動支援のほうに入っていきたいと思えます。

これ、タクシー券と公共交通利用ということで、一括で再質問のほうを行っていきいたいと思うんで

すけれども、高齢者のみの世帯で、例えば移動手段というのはすごく重要な問題なんです。病院に行くときであったりとか、買物をする、そういうときであっても、高齢者のみの世帯だとやはり不便が多い。特にこの地域は公共交通というのはそこまで発達しているわけではなくて、東京であれば電車で行けるようなところでも、この辺だと車が必要、そうなってくるとタクシー券であったりとか、そういう公共交通というのが重要になってくると思うんですけれども、これ、私からちょっと提案なんですけれども、例えば高齢者の方にICカード、これを持っていただくことによって、タクシー券のほうも公共交通の利用にも両方使えるようなICカードをつくって、そこに例えば市からタクシー券分であったりとかの分をチャージすることによって公共交通もタクシーも使えると、そして、例えば遠く離れた家族がネットなんかを通して、そのICカードに対してのチャージを行うことができたりとか、そういうことをすることによって、高齢者のみの世帯の方たちでも、誰かに頼っているというよりは、家族から自動的にチャージされているんで、それを持っていけばすぐでもお出かけできるような、そんな利用法ができないかなんていうことをちょっと考えているんですけれども、そういったICカードの導入的なものというのは考えられないのかをお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 市内の公共交通におけるICカードの利用、これにつきましては徐々に進んでいるのかなというふうに感じておられて、ゆータクについては一部使えるところもあるんですけれども、ゆーバスはまだということなんで、ゆーバスについても今後導入に向けた検討を進めていきたいというふうに考えているわけなん



ですけれども、今議員さんおっしゃいましたＩＣカードのいろんな意味での活用というのは、高齢者にとってすごく有効といいますか、有効活用できることなんだというふうに思いますので、利用の仕方、そういったものを今後導入に向けてと同時並行で検討していけたらというふうに思います。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） これは本当に利用する人にとっては全然難しくない部分で、例えば市のほうがチャージするとか、家族がチャージするとか、その手間はあるのかもしれませんが、利用者はただ単にそのカード1枚持っているだけでいろいろな乗り物乗れたりとかするというふうになれば、大変便利なものになると思うんですね。

そして、こういうものが普及することによって、例えば免許証返納、これも進んでくる。高齢者のみの世帯だと、なかなか免許証返納というのは難しいと思うんですね。免許証返納してしまったら買物に行けない、病院に行けないということに、高齢者のみの世帯ではなりがちであります。そんなときに、このＩＣカードによってそういう、買物にも使えてもいいと思うんですね。タクシー乗れたりとか、その他の市の公共交通に乗ることができるということになれば、免許証返納も進んで事故なども減らすこともできるということにもつながりますので、ちょっと検討していただく価値があるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、(4)の要支援者、要介護者の支援の工夫ということで、見守りは申請代行を行ってということなんですけれども、高齢者のみの世帯、いわゆる老老介護の状態や高齢者の独居世帯で起こり得るトラブルのようなものというんですかね、そういうものというのはどんなものを想定しているのか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） いろいろあるかと思うんですけれども、いわゆる独り暮らしの高齢者であったり、高齢者のみの世帯であったりが本来必要なサービス、受けなきゃいけないサービス、こういったものが受けられないことによって起きてしまうトラブル、こういったものが一番大きいのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） やはりほかの申請なんかとも一緒に、高齢者のみの世帯だとどうしても頼りたくないであったりとか、何でも自分でやりたいとか、そういう部分から、要支援と要介護の申請とかそういう部分では、トラブルというよりは二の足を踏んでしまったりとかということがあると思いますので、その辺へのサポートをしっかりしていただけたらいいのかなというふうに思います。

高齢者の世帯の人たちが本当に必要なサポートを受けられるようにするという部分では、本人の意思ということは大切だとは思いますが、本人の意思だけではサポートし切れない部分というのが出てくる、だからこそ高齢者のみの世帯というのは特別な支援が必要だということだと思うんですね。ぜひ、しっかりとその見守り、申請代行、こういう部分も含めてサポートのほうをしていただけたらというふうに思います。

(5)番の新型コロナウイルス感染症の部分なんですけれども、高齢者は重症化のリスクが高いという部分があって、市ではなかなか把握する手段というのは限られているということも先ほど市長から答弁ではあったと思うんですが、市ではPCRの検査なども行っているわけなんですよ。

そういったPCR検査などを高齢者の罹患をいち早く察知するためには、ある程度高齢者のみの世帯にはPCR検査などを勧めるということも必要かなというふうに思うんですけども、そういったようなことはできているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 高齢者の世帯ごとに状況を把握して、それごとに対応しているかというのと、なかなかそこまではできていないというのが現実ですけども、引き続きPCR検査の啓発、こういったものを徹底していくこと、それから総合相談窓口であります地域包括支援センター、こちらに情報提供をいたしまして、受けるための手続の案内ですとか、あるいは支援、こういったものをして、できるだけそういったものをなくすようなことで工夫してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 今回の私の質問は、高齢者のみの世帯ということで、考えられるのは独居高齢者の方、あるいは高齢者夫婦、あとは考えられるのは、例えば90代の御両親と70代のお子さんという世帯も考えられると思います。いろんな高齢者の世帯というのはあると思うんですけども、やはり高齢者の大きなトラブルというのは、どうしても人間関係をそのまま継続していくことが難しかったりとか、地域とのつながりであったりとか、または行政とのつながりですね。行政に対して助けを求めることの難しさ、こういうようなこともあるのかなというふうに考えて、そこに対して優しい手を差し伸べる、誰一人取り残さないための施策を行っていくという意味では、渡辺市長のおっしゃっている市政運営にも相通ずるも

のがあるのかなというふうに思い、今回この質問をさせていただきました。

命を守る施策だと思います。高齢者の方々の命をしっかり守って、みんなが幸せに、幾つになっても幸せに安心して暮らせる那須塩原市を実現するためには、必要なことを私は今回ちょっと提案させていただいたつもりでいますので、しっかり検討をしていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） 以上で、7番、森本彰伸議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○議長（松田寛人議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時30分